

監査品質に関する報告書

Transparency Report 2016

PwC あらた有限責任監査法人

*Doing the right thing
for our clients, people
and communities
around the world.*

PwCあらたの監査品質に対する取り組み

人材への投資

品質管理に関する主な研修カリキュラム

パートナー	シニアアソシエイト以上 監査研修		パートナー研修 審査担当者研修 就任時研修
ディレクター	- 監査報告書の改訂 - PwCの監査ガイダンス (PwC Audit)の改訂		昇進時研修
シニア マネージャー	- 不正事例 - 職業的懐疑心 - 定期的な品質管理レビュー および外部機関による検査結果の共有 他		
マネージャー		職業倫理・独立性、監査テクノロジー研修 (電子調書等)	昇進時研修
シニア アソシエイト			昇進時研修
アソシエイト	年次監査研修 - 監査計画の作成 - 棚卸立会の計画 - 会計上の見積りの監査 - 継続企業の前提 他 入社時監査研修		J-SOX研修 IT研修 実査・立会・確認研修

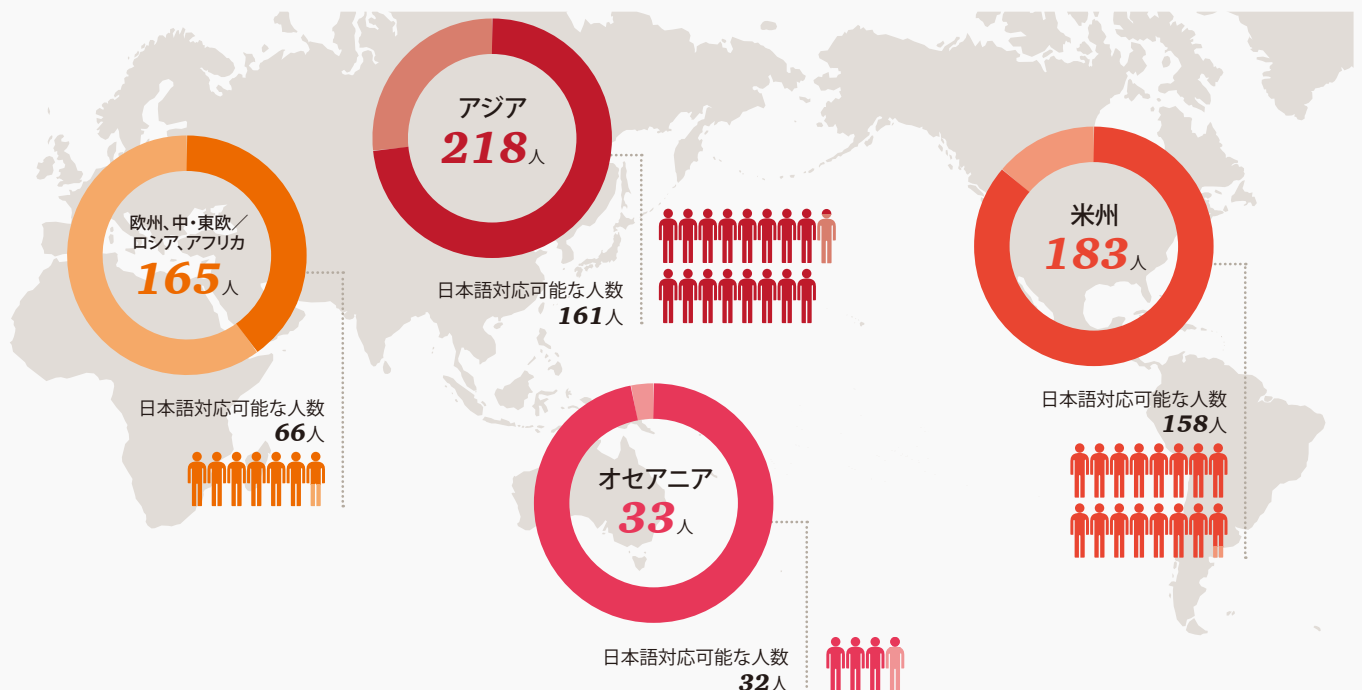
監査業務従事者の平均研修受講時間



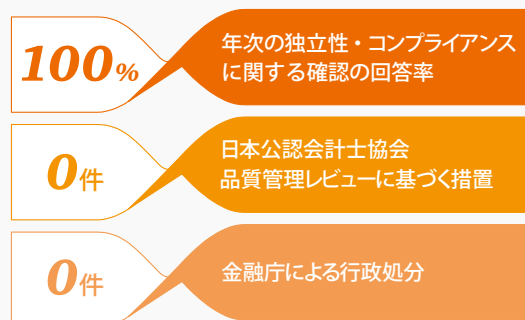
2015 年度：60.4 時間

日本企業支援ネットワーク (Japan Business Network) の人員数 (2016 年 6 月 30 日現在)

海外のPwCネットワークファームとの人材交流を通じた
グローバル化への対応力強化

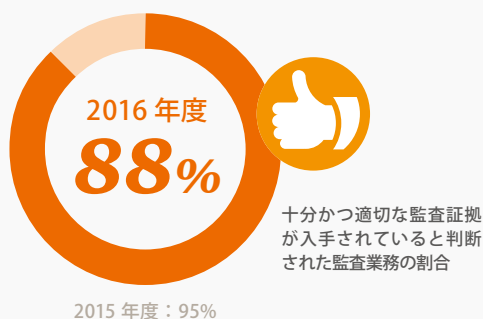


コンプライアンス

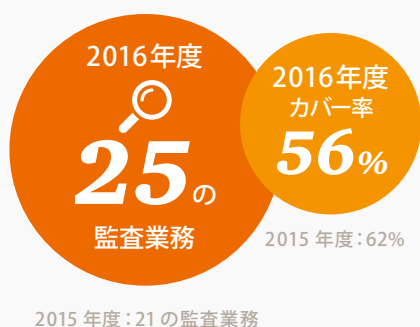


内部モニタリング

当法人内部の定期的な品質管理レビュー（GAQR）の結果



定期的な品質管理レビュー対象業務および対象となったパートナーのカバー率

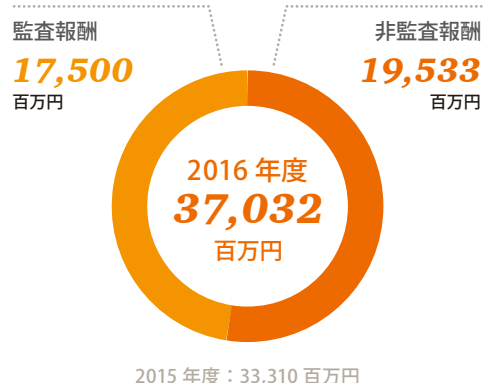


目次

キーメッセージ	4
代表執行役からのメッセージ	4
執行役副代表からのメッセージ	6
1. PwCあらたを取り巻く環境とその役割	8
2. 当法人のミッション	10
3. ガバナンスと組織	12
当法人のガバナンス	12
監視委員会議長からのメッセージ	15
品質を支える組織と文化	16
4. PwCあらたの監査と品質管理	19
品質管理担当執行役からのメッセージ	19
人材育成への取り組み	20
監査アプローチ	26
監査におけるテクノロジーの活用	38
品質管理のための監視に関する事項	41
5. 外部機関による検査等	44
6. 被監査会社等からのフィードバックによる改善	45
7. PwCネットワークについて	46
8. 財政状況および経営成績	48
9. 上場会社等被監査会社リスト	49

本報告書において、2016年度とは2015年7月1日から2016年6月30日までの事業年度を指します。他の年度も同様です。

業務収入



代表執行役からのメッセージ



経済社会活動を公正に行う上で、資本市場の信頼性は欠かすことはできません。わが国の金融資本市場の信頼に資することは、監査法人にとっての社会的使命です。PwCグローバルネットワークは「Build trust in society and solve important problems（社会における信頼を構築し、重要な問題を解決す

る）」を存在意義として掲げており、当法人ではグローバルの変化に主体的に参加し、多様なステークホルダーから信頼される存在となる努力を続けることで、ナンバーワン・プロフェッショナル・サービス・ファームになることをビジョンとしています。そして、当法人は卓越したサービスを提供するプロ

フェッショナル集団として、法人のビジョンを全員が共有し、明確なリーダーシップと創造的なチームワークによって厳正かつ公正な高品質の監査を実施し、経済の健全な発展に寄与することをミッションとしています。

高い品質の監査を実施していくためには、法令・規則、監査基準等を遵守することはもちろん、クライアントのビジネスに関する深い理解を基礎として、専門家としての職業的懐疑心を発揮することが重要です。そのためには、当法人のひとりひとりが、グローバルな視点からの幅広い知見や洞察を磨くことが大切です。その能力を基礎としてクライアントニーズに適時適切に対応する能力を有する「信頼されるビジネスアドバイザー」となり、クライアントやステークホルダーの期待を超える「企業価値創造への貢献」を実現することに努めています。また、テクノロジーの利用の巧拙が、効果的かつ効率的なプロフェッショナルサービスの品質や価値提供に重要な影響を与えると考え、テクノロジーを最大限活用したトランスフォーメーション（監査の変革）にも力を入れています。

昨今、社会的に大きな影響を与える会計に関する不祥事等を契機として、金融資本市場の信頼を守る「番人である監査人」による監査の在り方が大きく問われています。監査への信頼が損なわれれば、金融資本市場に参加しているステークホルダーの、公正な経済社会活動が阻害されます。公正な金融資本市場の発展は、適正な情報開示・説明責任が前提であり、これはステークホルダーに提供する財務諸表という情報を作成・開示する企業側だけでなく、それを監査していく監査人側にも求められています。欧州では、すでに「Transparency Report（透明性報告）」によって、監査法人が監査の品質に対する取り組みについて説明する制度があります。日本でも公認会計士法の定めにより「業務および財産の状況に関する説明書類」を公衆の縦覧に供することが求

められていますが、当法人は、監査の品質に対する取り組みについてより積極的な説明を行うために、2015年に「監査品質に関する報告書～Transparency Report 2015～」を自主的に公表し、ステークホルダーの皆様と対話をさせていただきました。

監査法人は、監査業務を組織的に行うことを目的とする法人ですが、法人への出資者である社員（パートナー）が監査法人の重要事項の決定に参加するという組織構造のため、外部のステークホルダーの皆様から法人運営に関するより一層の透明性が求められていると認識しています。当法人は、そのミッションを遂行するために監査品質をどう位置付け、監査品質の基礎となるガバナンス、人材育成にどのように取り組み、監査品質の管理体制をどのように構築しているかを説明させていただくために、昨年に引き続き「監査品質に関する報告書～Transparency Report 2016～」を発刊します。当法人は、高品質な監査の実現を通じて、金融資本市場に参加しているステークホルダーの皆様からの信頼を得ることで、公正な経済社会活動にこれまで以上に貢献することができると信じています。

2016年10月吉日

代表執行役 木村 浩一郎

木村 浩一郎

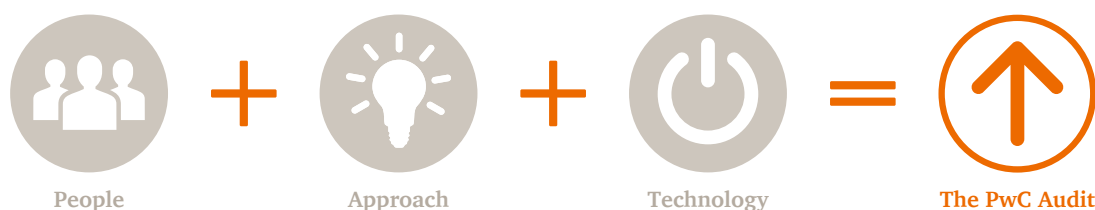
執行役副代表からのメッセージ

当法人は、グローバルの変化に主体的に参加し、クライアントを含め、多様なステークホルダーから信頼される存在となる努力を続けることで、ナンバーワン・プロフェッショナル・サービス・ファームになることをビジョンとしています。そのビジョンの達成には、当法人のパートナーおよび職員が一丸となって、正しいことをする、つまり厳正かつ公正な高品質な監査を実践することで、ステークホルダーの皆様の期待に応えることが必要と考えています。当法人は、10年前の設立以来、業務品質を最優先事項として運営していますが、その業務品質の礎たる人材の確保・育成は、最重要事項といっても過言ではありません。パートナーおよび職員が、情熱を持って業務に取り組み、多様なスキルによる業務遂行を積み重ねることで、多様なステークホルダーに高い付加価値を提供し続けることができると考えています。

監査人としての力量がある人材に共通している特徴は、倫理観、オープンマインド、社交性、観察力、知覚の鋭さ、適応性、粘り強さ、決断力、自立性、不屈の精神、改善への前向きさ、文化への敏感さ、協

調性等、人間力としての要素を多く備えている点です。私は、1995年から1999年までプライス・ウォーターハウス（PW）米国法人ニューヨーク事務所およびPwCナショナル事務所に外向しておりましたが、その国の慣習、特徴はあるものの、現地で働くプロフェッショナルは共通した力量を備え持っていました。私はこれらの力量を備えた監査人はクライアントからも社内からも魅力的な存在であると思っています。相手の意見を素直に、積極的に傾聴し、たとえ異なる考え方であっても、その真意を捉え理解した上での確かな行動ができ、物事の結果とその結果に至る根本原因の本質を追究できるその結果として、多様なステークホルダーの期待に応えられる監査人に私もなりたいと思いつけていますし、そのような後進を一人でも多く育てることも自分の役目と考えています。

当法人は、多様な経験を備えたパートナーおよび職員が、PwCグローバルネットワークを最大限活用し、プロフェッショナルとしてのPwCの行動様式（“PwC Experience”）を実践できるように、プロフェッショナルとして備えるべき素養を明示したフ



レームワーク“PwC Professional”を定め、その実現に向けて取り組んでいます。激変する環境の中で、変貌していくステークホルダーの皆様の期待に応えるため、多様な人材を積極的に確保し、パートナーおよび職員のテクニカルスキル、クライアントのビジネスに対する洞察力、不正への高い感知能力、最新のテクノロジーへの対応能力を高めることによって、高品質な監査を実施し続けます。真のプロフェッショナルが集まった、ナンバーワン・プロフェッショナル・サービス・ファームをこれからも目指していきます。

執行役副代表
アシュアランスリーダー
木内 仁志

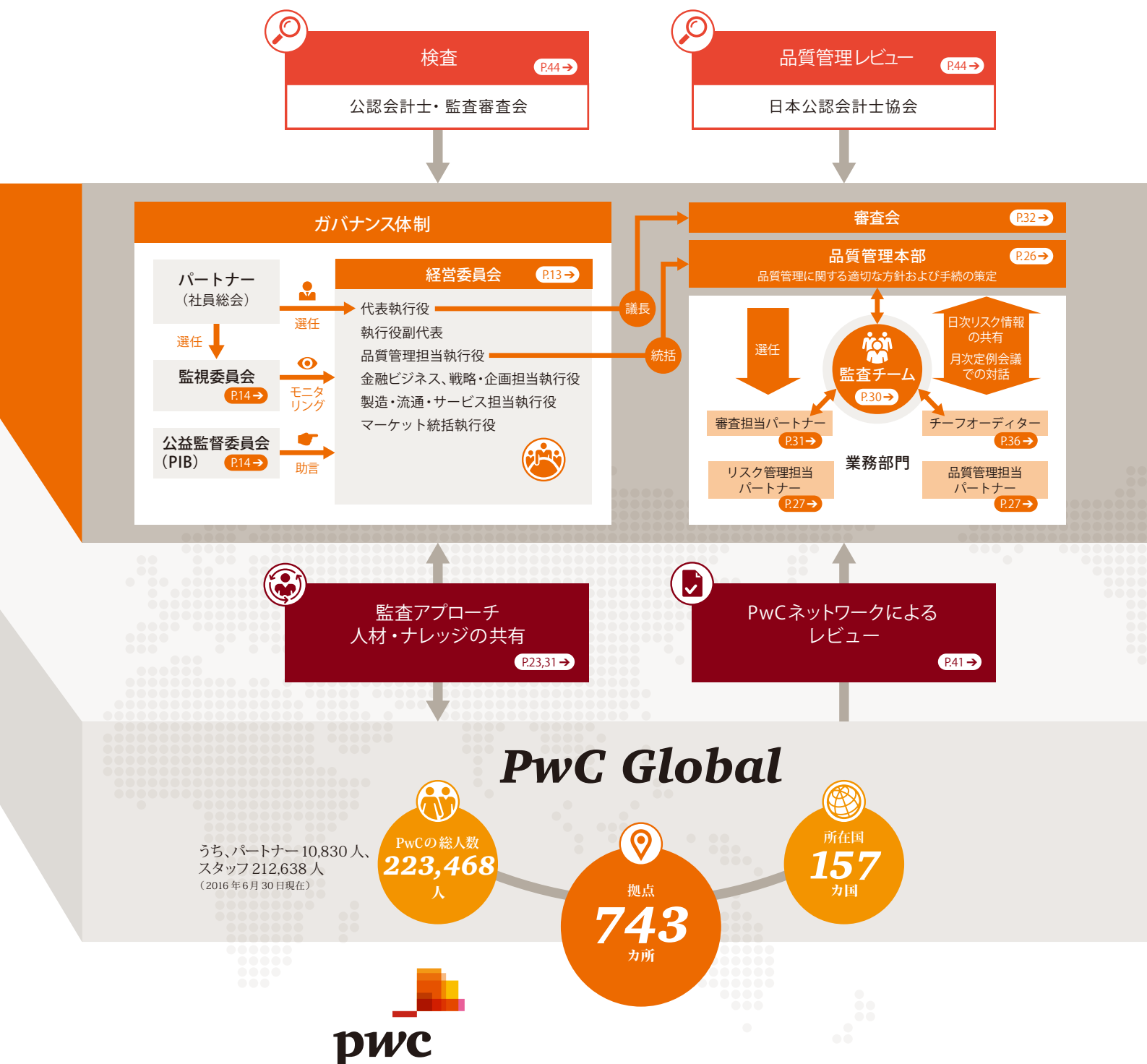
木内 仁志



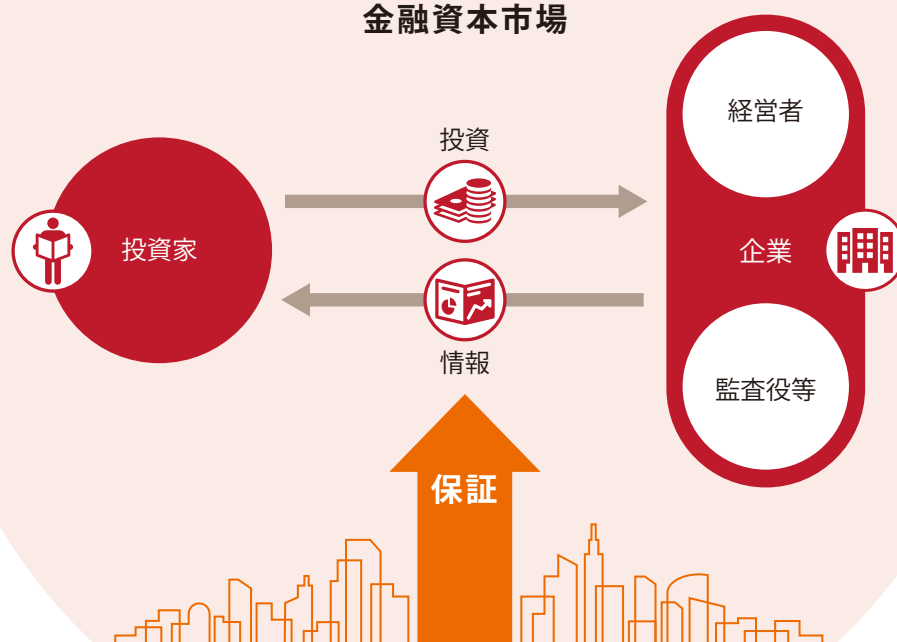
1. PwCあらたを取り巻く環境とその役割

本報告書は、被監査会社のみならず、被監査会社の投資家をはじめとした幅広いステークホルダーを対象とし、監査品質の確保を通じて当法人が果たすべき役割や、監査品質を確保するための取り組みについて説明しています。

ここでは、各ステークホルダーと当法人との関連を図示するとともに、具体的な説明ページへの参照を付しています。



金融資本市場



PwCあらた有限責任監査法人



市場における役割

監査のプロフェッショナルとして高品質な監査業務を通じ、投資家や被監査会社等の幅広いステークホルダーの期待に応え、経済の健全な発展に貢献します。

Albania
Algeria
Angola
Argentina
Armenia
Aruba
Australia
Austria
Azerbaijan
Bahamas
Bahrain
Bangladesh
Barbados
Belarus
Belgium
Bermuda
Bolivia
Bonaire
Bosnia and Herzegovina
Botswana
Brazil
British Virgin Islands
Bulgaria
Cambodia
Cameroon, Republic of
Canada
Cape Verde
Cayman Islands
Chad
Channel Islands
Chile
China, People's Republic of
Colombia
Congo, Democratic Republic of
Congo, Republic of
Costa Rica
Côte d'Ivoire
Croatia
Curaçao
Cyprus
Czech Republic
Denmark
Dominican Republic
Ecuador
Egypt
El Salvador
Equatorial Guinea
Estonia
Fiji
Finland
France
Gabon, Republic of
Georgia
Germany
Ghana
Gibraltar
Greece
Guatemala
Honduras
Hong Kong, SAR
Hungary
Iceland
India
Indonesia
Iraq
Ireland
Isle of Man
Israel
Italy
Jamaica
Japan
Jordan
Kazakhstan, Republic of
Kenya
Kosovo
Kuwait
Kyrgyzstan
Laos PDR
Latvia
Lebanon
Liberia
Libya
Lithuania
Luxembourg
Macau, SAR
Macedonia
Madagascar
Malawi
Malaysia
Maldives
Malta
Mauritius
Mexico
Moldova
Monaco, Principality of
Mongolia
Montenegro
Morocco
Mozambique
Myanmar
Namibia
Netherlands, The
New Caledonia
New Zealand
Nicaragua
Nigeria
Norway
Oman
Pakistan
Panama
Papua New Guinea
Paraguay
Peru
Philippines
Poland
Portugal
Puerto Rico
Qatar
Republic of Guinea
Romania
Russia
Rwanda
Saudi Arabia
Senegal
Serbia
Sierra Leone
Singapore
Slovak Republic
Slovenia
South Africa
South Korea
Spain
Sri Lanka
St Maarten
Swaziland
Sweden
Switzerland
Taiwan
Tanzania
Thailand
Trinidad & Tobago
Tunisia
Turkey
Turkmenistan
Turks & Caicos Islands
Uganda
Ukraine
United Arab Emirates
United Kingdom
United States of America
Uruguay
Uzbekistan
Venezuela
Vietnam
West Bank & Gaza
Zambia
Zimbabwe

監査品質の確保

グローバルネットワークを生かした人材活用やナレッジの共有をはじめ、法人内のガバナンス体制およびモニタリング等を通じ、より高い品質を確保できる体制を整えています。

2. 当法人のミッション

当法人は、卓越したサービスを提供するプロフェッショナル集団として、当法人のビジョンを全員が共有し、明確なリーダーシップと創造的なチームワークによって厳正かつ公正な高品質の監査を実施し、経済の健全な発展に寄与することをミッションとしています。

ミッション実現への道筋

ビジョン

PwCグローバルネットワークは「Build trust in society and solve important problems（社会における信頼を構築し、重要な問題を解決する）」を存在意義として掲げています。当法人は、グローバルの変化に主体的に参加し、多様なステークホルダーから信頼される存在となる努力を続けることで、ナンバーワン・プロフェッショナル・サービス・ファームとなることをビジョンとしています。

カルチャー

当法人のビジョンを実現するには、正しい組織文化を醸成することが土台となります。当法人は全パートナー・職員が一丸となって、“One PwC”とな

り、ステークホルダーの期待に対して、正しいことをする（Doing the right thing）、つまり、厳正かつ公正な高品質の監査を実践していくカルチャーを浸透させています。

戦略的優先領域

当法人は、5つの戦略的優先領域（業務品質、人材、業務収入の拡大／成長、ブランド／存在価値、収益性／トランスフォーメーション（監査の変革）で、ナンバーワンを目指します。詳細は、11ページをご参照ください。

行動

当法人の活動の源泉となるのは「人材」です。高い専門性を持つとともに、“PwC Experience”（P.17）と3つの“**In**”【Integrity（誠実）、Intelligence（知性）、Innovation（革新）】を行動目標に掲げ、卓越したサービスを提供するプロフェッショナル集団としての情熱と使命感を行動規範とし、ステークホルダーの期待に応えます。

役割と責任

当法人では、真のプロフェッショナル像を“PwC Professional”というフレームワーク（P.20）で定義し、ひとりひとりの役割と責任を決めています。このフレームワークにおける5つの属性（リーダーシップの発揮、ビジネスの洞察力、専門能力、グローバル感覚、信頼関係の構築）に沿って、当法人のプロフェッショナルに求められる能力・スキルを定義し、各人がこれを発揮していくことにより、経済社会における信頼の構築に貢献します。

ミッション実現への道筋



戦略的優先領域

①業務品質

当法人は、業務品質を常に最優先事項としています。

当法人では、法令を遵守し、わが国の監査基準等およびPwCグローバルネットワークが採用する品質管理基準に全面準拠しています。また、当法人の全員がビジネスに対する洞察力を駆使し、当事者意識を持つことを常に心がけています。これにより、監査プロセスを適正化し、業務品質のさらなる向上を図り、ステークホルダーにとって高品質な監査を提供します。

②人材

当法人では、高品質な監査を提供できる人材こそが最大の財産と考えています。高品質な監査を実施するために、ビジネスに対する洞察力を備え、ステークホルダーにとっての価値の向上に貢献できるような人材の採用、育成を図っています。

③業務収入の拡大／成長

当法人はわが国の金融資本市場の変化を先取りすべく、多様な専門家をそろえることで、持続的な成長を目指します。

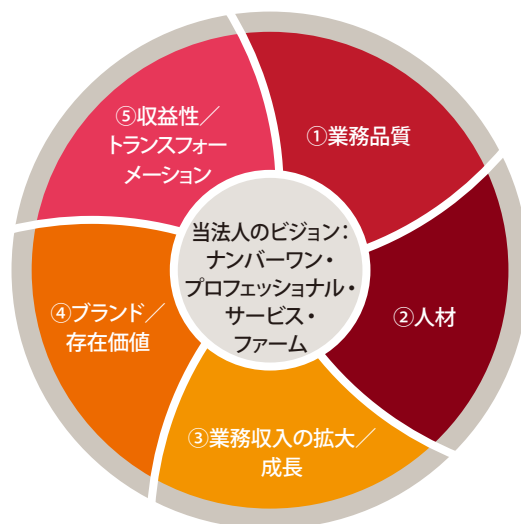
④ブランド／存在価値

当法人は、高品質な監査の提供を通じて、わが国の金融資本市場の健全な発展に貢献し、ブランド認知度・信頼度の向上を図ります。

⑤収益性／トランスフォーメーション(監査の変革)

当法人は、監査の品質を向上するための人材投資、ツールの改善(技術革新に対応したコンピュータを利用した監査技法の利用、監査調書の電子化等)への投資を十分に行うため、高い収益性の持続に努めます。

5つの戦略的優先領域



当法人のガバナンス

当法人のガバナンス体制は、全パートナーで意思決定をする社員総会、当法人の経営方針および戦略を策定・実行する経営委員会、それを監視する監視委員会という大きな3つの組織により構成されます。これに加えて、経営委員会に対して公益の観点から助言・提言を行う公益監督委員会(PIB:Public Interest Body)を設けています。

当法人の最高の意思決定機関として、定款の規定により定められた事項の決議を行います。社員総会
はパートナー全員をもって構成されます。

代表執行役は経営委員会を統括するとともに、当法人における品質管理の仕組みに関する最終的な責任を負います。代表執行役の候補者は、監視委員会のもとに設けられた指名委員会（P.14）が、当法人のパートナーにヒアリングを実施して選定されます。最終的な代表執行役候補者は、監視委員会に報告されるとともに、社員総会に付議され、社員総会の承認により、代表執行役に選任されます。

役員・委員会

- 社員総会
- 監査委員会
- R&Q 監視委員会
- 社員評価委員会
- 監査委員会
- 指名委員会

経営委員会

- 代表執行役・執行役副代表
- 執行役

委員会・本部

- 公益監督委員会 (PIB)
- 品質管理本部
- リスク・アシュアランス事業戦略開発室
- 内部監査室
- アシュアランス・リーダー・オフィス

リスク管理

- リスク管理部
- メソドロジー・アンド・テクノロジー部
- アカウンティング・サポート部
- アシュアランス・ラーニング・アンド・エデュケーション部
- アシュアランス OGC

研究開発

- PwC あらた基礎研究所

（インターナルファームサービス部門）

- リスク管理・コンプライアンス室
- マーケティング部
- ヒューマン・キャピタル部
- インフォメーション・テクノロジー部
- プロフェッショナルサポート部
- 総務部
- 経理・財務部

事業領域

- 製造・流通・サービス (MDS)
- システム・プロセス・アシュアランス (SPA) 部
- 金融ビジネス (FS)

製造・流通・サービス (MDS)

- 成長戦略支援製造・流通・サービス (MDS) 本部
 - POソリューション部
 - パブリックセクター部
 - ヘルスケア部
 - ガバナンス・リスク・コンプライアンス・アドバイザリー部
 - 財務報告アドバイザリー部
 - 福岡 製造・流通・サービス部
 - 大阪 製造・流通・サービス部
 - 名古屋 製造・流通・サービス部
 - 第二製造・流通・サービス部 (自動車・流通・消費財・サービス)
 - 第一製造・流通・サービス部 (化学・医薬・エネルギー・産業財)
 - 第一製造・流通・サービス部 ハイテク・情報・通信・エンターテインメント

金融ビジネス (FS)

- 総合金融サービス推進本部
- 第一金融事業部
 - ガバナンス・リスク・コンプライアンス・アドバイザリー部
 - 財務報告アドバイザリー部
 - 第一金融監査部 (銀行・証券)
 - 第二金融部 (保険・共済)
 - 第二金融部 (資産運用)

経営委員会

経営委員会は代表執行役、執行役副代表および執行役常務によって構成され、当法人の経営全般に責任を負います。

執行役は、その候補者が代表執行役により指名され、監視委員会の同意をもって、執行役として選任されます。

経営委員会は、業務執行に係る意思決定を行いますが、その重要な機能の一つに、法人の5つの戦略的優先領域の目標達成に伴うリスクの洗い出しとそのリスクに対応するアクションプランの作成があります。また、内部監査で識別されたリスクを経営委員会で評価し、その対応策を検討し、経営委員会でモニタリングしています。

※2016年度の経営委員会は49回開催。



経営委員会メンバー（2016年7月1日現在）



代表執行役
木村 浩一郎

1986年に当時のプライス・ウォーターハウス（PW）のメンバーファームである青山監査法人に入所。2000年には当時のPwCのメンバーファームである中央青山監査法人において代表社員に就任。2006年に当法人のパートナーに就任。2009年に執行役（アシュアランス担当）に就任し、PwC Global Assurance Leadership Teamに参加。2012年から当法人の代表執行役であり、2016年からは、PwC Japan グループ代表に就任。



執行役副代表（アシュアランスリーダー）
木内 仁志

1987年に当時のPWのメンバーファームである青山監査法人に入所。2003年には当時のPwCのメンバーファームである中央青山監査法人において代表社員に就任。2006年に当法人のパートナーに就任。2016年に執行役副代表に就任。執行役副代表として、アシュアランスリーダー、リスク・アシュアランス、システム・プロセス・アシュアランス部、PwCあらた基礎研究所、人事、IT、総務、経理を担当。



執行役常務（品質管理担当）
井野 貴章

1991年に当時のクーパース&ライブランド（C&L）のメンバーファームである中央新光監査法人に入所。2007年に当法人のパートナーに就任。2014年に執行役に就任し、2016年に執行役常務に就任。執行役常務として、品質管理を担当。



執行役常務（金融ビジネス、戦略・企画担当）
出澤 尚

1990年に当時のC&Lのメンバーファームの中央新光監査法人に入所。2006年に当法人のパートナーに就任。2014年に執行役に就任し、2016年に執行役常務に就任。執行役常務として、金融ビジネス業界の監査およびクライアントサービス、戦略・企画を担当。



執行役常務（製造・流通・サービス担当）
加藤 真美

1985年に当時のPWのメンバーファームである青山監査法人に入所。2008年に当法人のパートナーに就任。2016年に執行役常務に就任。執行役常務として、製造・流通・サービス業の監査およびクライアントサービスを担当。



執行役常務（マーケット統括）
齊藤 剛

1992年に当時のPWのメンバーファームである青山監査法人に入所。2003年にPwC中国パートナー、中国日系企業業務責任者に就任。2009年に当法人のパートナーに就任。2014年に執行役、PwC Japan グループ マーケットリーダーに就任し、2016年に執行役常務に就任。執行役常務として、マーケット関連を統括。

監視委員会

監視委員会は経営委員会が策定する経営の方針およびその運営を監視し、透明性の高いガバナンスを実践します。監視委員会は社員8名から構成され、R&Q監視委員会、社員評価委員会、監査委員会、指名委員会を通じて活動します。

監視委員の候補者は、当法人のパートナーへのヒアリングをもとに選定され、社員総会の決議によって監視委員として選任されます。

議長：大野 功

副議長：岡田 康夫

委員：荒川 進 川崎 浩志 佐々木 健仁
白畑 尚志 中村 明彦 本木 昌裕

公益監督委員会 (PIB)

公益監督委員会は、社外有識者と当法人の監視委員会議長、代表執行役で構成し、監査品質を高めるための取り組みを監督し、経営委員会に助言・提言を行います。公益を代表する有識者の目線を法人運営に取り入れることで、透明性の確保と説明責任の強化を図り、監査品質を向上させることを目的としています。社外有識者は、監視委員会の同意を得て、経営委員会の決議により選任されます。

公益監督委員会 (PIB) の委員

原 良也 株式会社大和証券グループ本社 名誉顧問
松崎 正年 コニカミノルタ株式会社 取締役兼取締役会議長
大野 功 当法人 監視委員会議長
木村 浩一郎 当法人 代表執行役

(2016年10月1日現在)

R&Q 監視委員会	代表執行役、執行役副代表および品質管理担当執行役から、当法人の品質管理活動の状況について報告を受け、その妥当性を審議します。
社員評価委員会	社員の加入・脱退、代表社員等の選任、それらの者の評価ならびに報酬等に関する案件を審議します。
監査委員会	当法人の財務に関する事項、当法人の業務運営に関する事項の監査を行います。
指名委員会	代表執行役候補者の指名を公正かつ秩序正しく行うため、候補者を選定し、監視委員会に報告するとともに、その承認を社員総会に付議します。

内部監査室

代表執行役から指名された責任者のもと、当法人の業務執行全般を対象として、十分かつ適切な経験を有し、かつ内部監査の対象業務と特別な利害関係を有していない担当者が内部監査を実施しています。

監視委員会議長からのメッセージ

皆さんは、ガバナンスという言葉から、どのようなイメージを思い浮かべるでしょうか。辞書をひもとくと、「統治、またはそのための体制や方法」といった説明が載っていますが、企業におけるガバナンスの本質は、「経営に対する規律付け」であろうと思います。



PwCあらた有限責任監査法人では、経営上の意思決定機関として経営委員会があります。

一方、「経営に対する規律付け」のためのガバナンス機関としては、監視委員会があります。株式会社における監査役会と似たような役割を果たす機関であると説明すれば、イメージしやすいでしょうか。

そして、監視委員会によるガバナンスが利きやすくするための工夫として、現在、以下のような仕組みを導入しています。

【監視委員の選任方法、構成】

- ① 監視委員の選任に当たっては、投票権を持っている全パートナーに対してヒアリングを実施して、監視委員の候補者を選定する。
- ② 監視委員の半数の4名は監査を担当しているパートナーで、残りの4名はアドバイザー業務を担当しているパートナーから構成される（バックグラウンドの多様性）。

【監視委員の資格要件】

- ③ 監視委員になるためには、原則として、パートナー経験年数7年以上（執行部に対して物申すためには、パートナーとしての一定年数以上の経験が必要）。
- ④ 代表執行役に直接、レポーティングラインを有するパートナー（代表執行役から直接評価をされる者）は、監視委員の資格要件を欠く。

【監視委員会の権限】

- ⑤ 代表執行役の解任議案を、社員総会に提案する権限を持っている。
- ⑥ 代表執行役の年次評価と、その結果としての報酬を決定する権限を持っている。
- ⑦ 代表執行役の選任に当たっては、監視委員会内に設置される指名委員会が、投票権を持っている全パートナーに対してヒアリングを実施して、代表執行役の候補者を決定する権限を持っている。

重要な経営上の案件は、まずは経営委員会で審議されたのちに、監視委員会に付議されます。監視委員会では、経営委員会で承認された事案について活発な議論がなされ、経営委員会に再考や軌道修正を求めるというケースも珍しくありません。

もちろん、監視委員会でのそのような議論をする際に、最も重視される判断基準は「職業倫理」であり「監査品質」です。これらの価値観は、われわれのレゾナードール（存在価値）そのものです。

社会の信頼を勝ち得るための道のりは、長く険しいものですが、それを失うのは一瞬です。村上春樹の比喻を借りるならば、信頼を失うことは、「ゆで卵の殻をむくよりも簡単」なことかもしれません。

PwCあらた有限責任監査法人が、社会の公器たる使命を誠実に果たすこと。そのような役割を全うできる経営であり続けること——。それを担保するためのガバナンスを、今後も果たしていきたいと考えています。

監視委員会議長
大野 功

品質を支える組織と文化

品質を支える組織体制

前述（P.11）の戦略的優先領域の筆頭に業務品質を掲げているとおり、当法人は、投資家をはじめとする幅広いステークホルダーから信頼される上で最も重要なのは、監査をはじめとする業務の品質であると考えています。

個々の監査業務については、監査責任者であるパートナーがその品質について責任を負います。当法人では、個々の監査業務のリスク、被監査会社が属する産業に対する知識、経験を踏まえて編成された監査チームのメンバーが、職業倫理および独立性、契約の新規の締結および更新に関する方針および手続を遵守し、わが国における監査の基準およびPwCが世界で共通して採用する監査アプローチである「PwC Audit」（P.31）に従って監査を実施することにより、個々の監査業務の品質を維持します。

これに加えて当法人では、監査チームによる品質管理の取り組みを支え、法人全体として一貫した高い水準の監査品質を維持するための組織体制（3つ

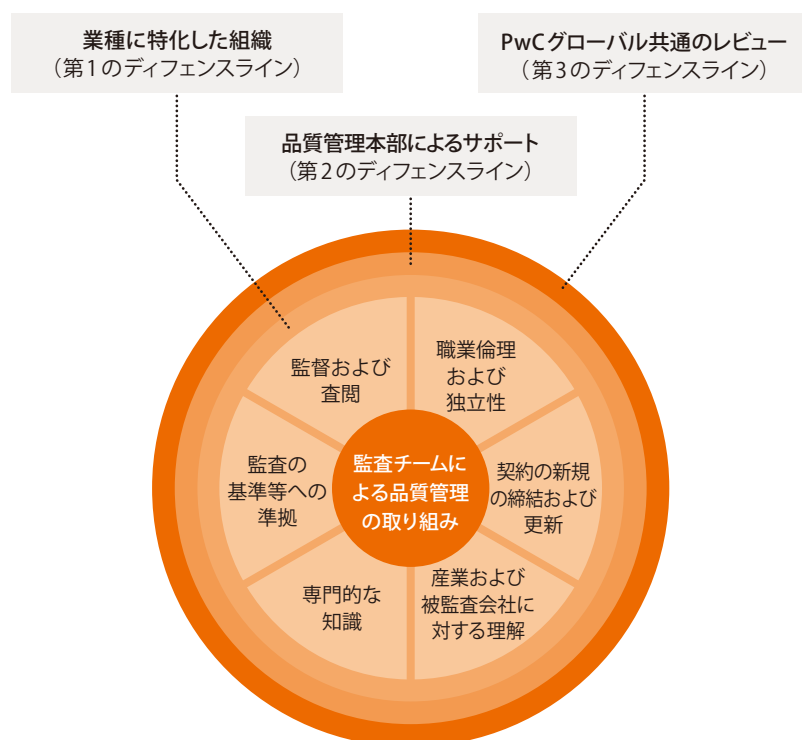
のディフェンスライン）を設け、継続的な品質の維持向上に取り組んでいます。

業種に特化した組織

（第1のディフェンスライン）

当法人は、PwCグローバルネットワークと整合性を保ち、連携しながら、知見・経験・人材を最大限に活用し、リスクおよび品質管理の実効性を上げるため、業種別に特化した部門を組成した上で、各部門内で国内外の業務を遂行しています。当法人の監査部は、主に製造・流通・サービス（MDS）、金融ビジネス（FS）、システム・プロセス・アシュアランス（SPA）に大別されます。MDS、FSともに、さらに業種別に組織を細分化しています。SPAは、ITの専門家として、ITに関連するリスクおよび内部統制の分野や、ITを利用した監査の分野を中心に監査業務を強力にサポートするとともに、情報セキュリティ、ITリスク・ガバナンス管理、事業継続管理（BCM）、データ分析、内部監査等の分野を中心としたサービス提供を行っています（組織図はP.12をご参照ください）。

品質を支える組織体制



品質管理本部によるサポート

（第2のディフェンスライン）

当法人では、監査チームがわが国の法令、監査の基準およびPwCの品質管理方針を遵守するに当たって、これをモニタリングし、また、支援する組織として品質管理本部およびリスク管理・コンプライアンス室を設置しています。品質管理本部内のリスク管理部は、法人全体の品質管理全般のモニタリングを実施します。アシュアランス・ラーニング・アンド・エデュケーション部は、必要な教育研修プログラムを提供し、また、受講状況をモニターします。アカウントティング・サポート部は、PwCグローバルネットワークとの連携のもと、IFRSに関する適用上の問題も、日本で適時に解決する体制を整備しています。メソドロジー・アンド・テクノロジー部は、わが国における監査の基準およびPwCの監査アプローチに関する情報発信、ツールの開発および適用支援を行います。これらの各組織の役割の詳細については、「監査アプローチ」の「品質管理本部の役割」（P.26）をご参照ください。

PwC グローバル共通のレビュー (第3のディフェンスライン)

当法人では、品質管理本部が中心となって、当法人の品質管理のシステムおよび個々の監査業務の実施状況を監視しています。この監視活動には、PwCが世界統一で採用する品質管理レビューの仕組みである Global Assurance Quality Review (GAQR)を活用した定期的な有効性評価が含まれます。これにより、監査チームがPwC世界標準の品質をもって監査を実施していることを検証しています。また、当法人は、定期的な有効性評価を通じて、監査業務の遂行に当たって改善の余地のある事項を識別しています。当法人は、検出された要改善事項等についてその根本原因を分析し、PwCネットワーク内で共有されているベストプラクティスも考慮の上、監査手続書の改訂、再発を防止するためのガイダンスの作成、現在進行中の監査業務における対応状況の適時の確認、教育研修の実施など、必要な対応を行っています。この定期的な有効性評価の詳細については、「品質管理のための監視に関する事項」(P.41)をご参照ください。

組織文化の浸透と発展

“PwC Experience”の実践

PwC ExperienceとはPwCで働くひとりひとりがどのような行動を取るべきかを示したものです。これは、PwCの差別化につながる重要戦略の1つとして全世界で実践されているものです。PwC Experienceを実践するために求められている行動とは、クライアント、職員を問わず、相手に対する敬意を払い、相手と協働し、相手の立場に立ち、相手が求める価値に焦点を当てることです。より具体的には、相手のニーズに耳を傾け、相手が当法人のサービスに満足しているか、提供したサービスが相手の求めている価値に見合っているかを確認します。こうしたアプローチを繰り返すことによって、相手との信頼関係を構築していきます。

当法人、そしてPwCグローバルネットワークのひとりひとりが、誠意を持ってPwC Experienceを実践することで、ステークホルダーにとって価値ある存在となることを目指しています。

トップとパートナー・職員との対話

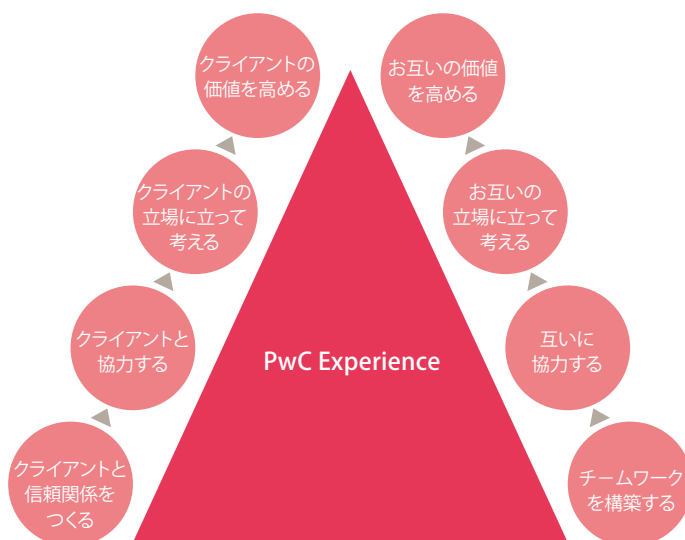
PwCグローバルネットワークおよび当法人の理念、戦略、目標を伝え、当法人がさらに発展していくために、代表執行役および執行役が率先してパートナー・職員との対話を行っています。

アシュアランスリーダーより、毎月1回、全パートナーおよび職員を対象にアシュアランスアップデートがメールで配信されています。そこには、当法人が業務品質を最優先事項としていることとともに、品質管理に関するメッセージが必ず含まれています。また、アシュアランス・パートナー・ミーティングにおいても、品質に関するセッションを毎回必ず設定し、パートナーへの情報共有を行っています。

2016年9月に法人内において共有した「PwCあらたビジョン2020」では、当法人の理念、戦略、目標が説明されており、その中でも業務品質が最優先事項であることが明記されています。

さらに、年度始めに法人としての方針をパートナーおよび職員に伝える“All Staff Meeting”を開催した他、代表執行役と職員による直接意見交換を行う場である昼食会“Assurance Luncheon”を2016年度に計3回実施しました。

当法人が共有すべき価値観および行動様式 (PwC Experience)



相互に敬意を払い、率直な意見交換を行える風土

パートナーおよび職員全員に公平かつ積極的な意見発信の場を提供し、より良い組織文化を全員一丸となって醸成する手段として、従業員調査を年に2回実施しています（P.25）。その結果をもとに諸施策の有効性を評価し、パートナー・職員が相互に敬意を払える環境を構築しています。

また当法人は、世界中のPwCのプロフェッショナルが利用しているPwC内部のソーシャル・ネットワーク・サービス（法人内SNS）を積極的に活用しています。代表執行役自らも法人内SNSにページを開設するなど、ひとりひとりが自身の専門性や意見をタイムリーに共有し、意見交換を行うことで、より迅速に、より具体的なキーメッセージが浸透しやすい環境を整えています。

パートナーシップに基づくガバナンス

当法人においては全パートナーが、パートナーシップの精神に基づいて互いを尊重し、ひとりひとりが法人の運営について当事者意識を持つことにより、パートナーとしての明確なコミットメントに基づく、実効性のあるガバナンスを実現しています。

さらに、社員総会によりパートナーの中から選任された、経営委員会とは独立したメンバーにより構成される監視委員会が、経営委員会の意思決定に関する助言・監視を行っています。経営委員会に対して客観的な意見を述べることができるパートナーのモニタリングを通じて、ステークホルダーの期待に応える経営を目指しています。

パートナーの人事評価

パートナーの報酬は、パートナーの報酬に関する規程に基づき、経営委員会が決定し、監視委員会の社員評価委員会の同意を得ています。報酬決定の根拠となる評価については、各パートナーが、おのおのに与えられた業務について毎年、個人の業務計画書を作成し、その業務計画の達成度合により各部門長が評価を行い、経営委員会に提出しています。なお、当該評価に当たっては、業務の品質管理を最も重要な評価の基軸としています。

2016年7月1日の 有限責任監査法人への移行

有限責任監査法人制度は、2007年の公認会計士法の改正において、企業活動の多様化、複雑化、国際化や監査業務の複雑化、高度化が進展する中、組織的監査の重要性が一層高まってきていることを踏まえ、監査法人における品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化を図る観点などから、創設されたものです。

当法人は設立以来、無限責任監査法人の形態を採用し、全パートナーが、自身の担当業務以外の意思決定についてもオーナーシップを持てる企業文化の中で、品質管理体制（組織体制、審査体制、レビュー体制など）を構築、運用してきました。

その一方で、当法人の人員およびクライアント数などが大規模化しており、当法人へのニーズも多様化しています。今後も業務品質を最優先事項とすることに変わりはありませんが、このような状況を踏まえ、各パートナーが、より複雑化、高度化する自身の業務に専念し、また、これらの業務に対応するための多様な人材の確保を目的として、2016年7月1日に有限責任監査法人に移行しました。この有限責任監査法人への移行に伴い、当法人の財務内容および品質管理体制等について、より積極的な開示を行います。

4. PwCあらたの監査と品質管理

品質管理担当執行役からのメッセージ

監査品質に対する社会の関心の高まりに応えるため、監査法人は変革のスピードを速め、監査品質を継続的に向上させていく必要があります。私たちは、組織文化を醸成する上で、「ステークホルダーに対して正しいことをする（Doing the right thing）」ということを重視しています。正しい監査とは、大き



な問題を確実に指摘することですが、問題が小さいうちに解決に導いていくことが、監査の価値をさらに高めると考えます。また、わが国企業の海外進出に加え、会計・監査基準が国際的調和を加速する中、監査法人の国際的な情報発信力と情報吸収力が求められるだけでなく、世界中の監査チームが一貫した監査業務を実施する必要があります。

私たち「PwCあらた有限責任監査法人」は、PwC国際標準による高い監査業務の品質を常に確保することをお約束します。

私たちの監査では、適切な専門的知識・経験や、PwCのグローバルなネットワークの外国人と日常的に協働することを通じて得られた国際感覚を有するパートナーおよび職員が、独立性をはじめとした法令や規則に準拠することはもちろん、監査対象企業のビジネスに関する深い理解と洞察を持ち、職業的専門家としての懐疑心を十分に発揮して監査上のリスクを見極め、PwCネットワーク共通の監査手法を適切に適用します。

国際的な監査体制を構築する場合、私たちは、PwCネットワークと深い関係性を保ちながら協働し、幅広い知見や洞察をしっかりと共有し、世界中の監査チームが一丸となって一貫した監査品質を確保します。

私たちの監査では、大きな問題となる前に、財務報告における課題を事前に特定し、解決に導くよう、経営陣と協議し、また、監査役等との連携を深めることを特に重視しています。

私たちの「職業的専門家としての懐疑心」とは、企業活動と財務報告の関係性を理解できたか、懐に向かって問い続ける姿勢を意味しており、業種別組織に蓄積された知見、品質管理本部、各種の専門家、PwCネットワークも活用し、「組織的に発揮」することにより、目線を合わせ、公益に貢献する結論を出します。

そのためにも、財務報告数値が何を意味するのか、経営陣および監査役等とお会いし、適確な情報を集め、さまざまな角度から何度も確かめ、財務諸表監査に対するステークホルダーの期待に応える監査意見を形成します。

私たちは、わが国の基準も踏まえた上でPwCネットワーク共通の品質管理のシステムを整備・運用しています。その整備・運用状況について、毎年、PwCネットワークによるレビューを実施し、自己点検しています。企業のグローバルな事業展開の深化と規制当局の世界的な連携状況を踏まえ、当法人はPwCネットワークの深度ある関与を求め、最新の論点について常に対応を進めています。

こうした「監査アプローチ」をさらに向上させるためにも、私たちの投資は「人材育成への取り組み」と先進的な「監査におけるテクノロジーの活用」に向かうのです。そして、私たちは、PwCネットワークの取り組みに対し、日本から良い影響を与えたいと考えています。

執行役常務
井野 貴章

人材育成への取り組み

人材育成と監査業務の品質

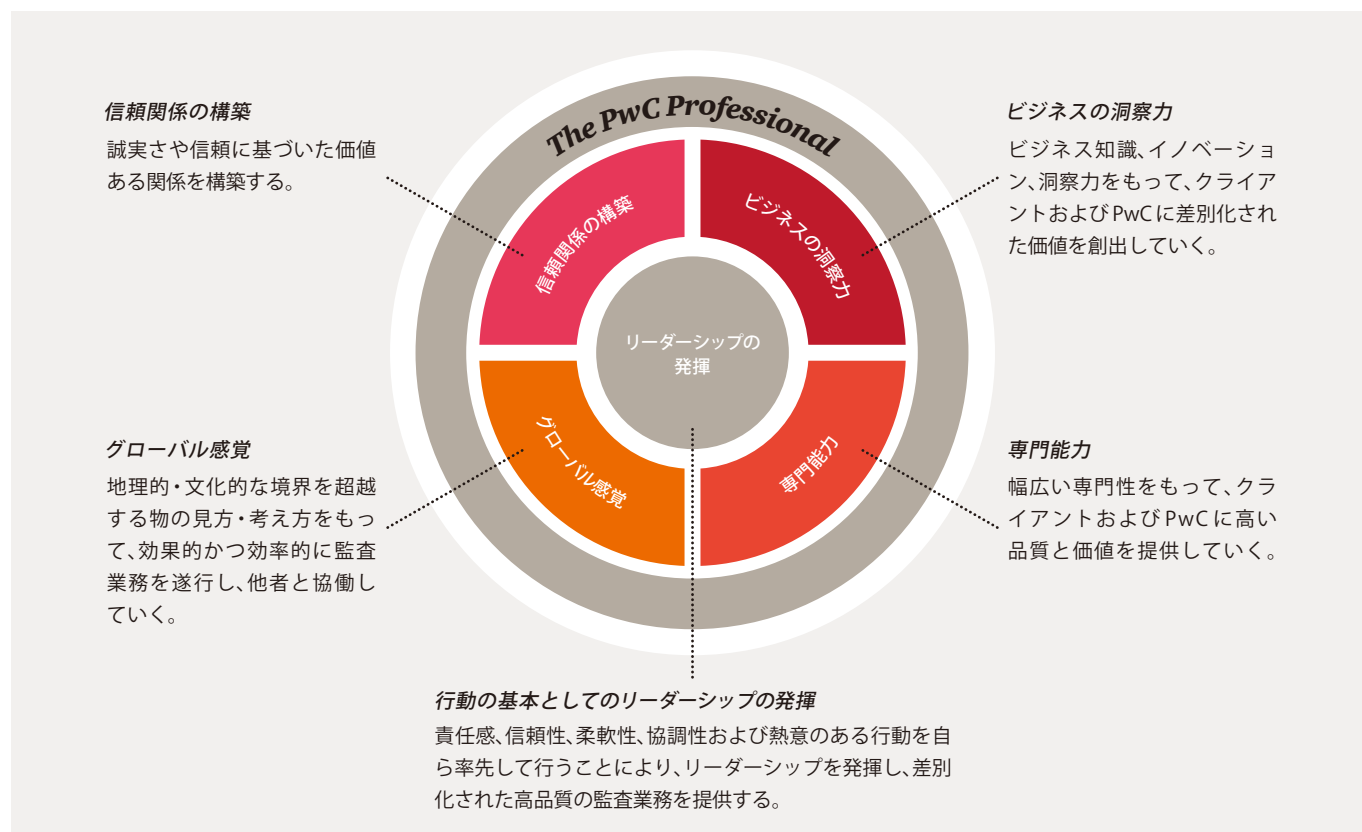
当法人が提供する監査業務は、監査責任者であるパートナーと、チームメンバーである職員が一丸となって実施するものです。当法人のパートナーおよび職員は、目指すべき真のプロフェッショナル像のフレームワークであるPwC Professionalに基づいた成長を目指し、日々の業務において、PwCとしての行動様式であるPwC Experience (P.17)を実践します。それにより、個人の成長が監査チームおよび当法人の組織全体の成長につながり、監査業務の品質向上へとつながるものと考えています。

“PwC Professional”のフレームワーク

当法人では、パートナーおよび職員が真のプロフェッショナルとなるために備えるべき素養を明示したPwC Professionalと呼ばれるフレームワークを採用し、全てのパートナーおよび職員でこれを共有しています。これは、「リーダーシップの発揮」を行動の基本とし、「ビジネスの洞察力」、「専門能力」、「グローバル感覚」を備えることで、クライアントを含むステークホルダーとの「信頼関係の構築」を実現するものです。

当法人に所属するパートナーおよび職員は、このPwC Professionalを基礎として自らのあるべき将来像を構築しています。そして、その将来像に至る道筋として、職員の評価・育成のための制度であるPC&Dがあります(P.24)。

“PwC Professional” フレームワーク



パートナーおよび職員への研修体制

研修カリキュラム

当法人を含むPwCメンバーファームは、世界中に高品質の監査を提供することを最重要視しています。世界中で一貫した高品質の監査を提供するため、PwCでは、グローバルネットワークレベルで共通した教育研修カリキュラムを開発しています。当法人のパートナーおよび職員は、PwCグローバルネットワーク共通の研修を通じて、PwCが世界で共通して採用する監査アプローチであるPwC Audit (P.31) およびこれに関連する監査ツールの適用方法、なら

びに、監査リスクが高いとされる領域およびその対応手続など、PwCグローバルネットワークで一貫した知識を習得します。当法人のアシュアランスリーダーは、毎期、PwCネットワーク共通の必須研修の未受講者数、およびその対応について、PwCグローバルネットワークに報告しています。

また当法人は、わが国の法令、会計および監査の基準、税務ならびに品質管理レビューの結果など、当法人独自の研修を実施しています。

当法人では、監査に従事するパートナーおよび職員全員を対象として、職業倫理および独立性に関する研修の受講を義務付けている他、職員の経験年数などに応じて、品質管理、会計および監査の基準、監査アプローチなどといった専門知識に関する研修や、人材育成、およびリーダーシップを体得するために必要となるソフトスキルに関する研修の受講を義務付けています。これに加えて当法人では、情報セキュリティに関する研修も実施しています。

業務に必要な語学スキルについては、語学学校通学・ウェブを使用した自己学習に必要な受講料の一部を負担するなどのサポートを実施するとともに、年間に複数回、スピーキングテストを含むレベルチェックの機会を設けています。さらに、短期間の海外語学留学の集中プログラムも実施しています。

必須研修については、その受講履歴をモニターしています。監査業務に従事するパートナーおよび職員は、必須研修を含め年間40時間以上の研修を受講することとしており、その達成状況のモニタリングを実施しています。さらに、研修をより効果的なものとするために、多くの研修において事後の確認テストを実施しています。また、研修プログラムおよび講師による研修の進め方などに関して、研修受講者からのフィードバックアンケートを実施し、研修の有効性を評価するとともに、さらに実効性の高い研修の実施に生かしています。

品質管理に関する主な研修カリキュラム

パートナー	シニアアソシエイト以上 監査研修		パートナー研修 審査担当者研修 就任時研修
ディレクター	- 監査報告書の改訂 - PwCの監査ガイダンス (PwC Audit) の改訂 - 不正事例 - 職業的懐疑心 - 定期的な品質管理レビュー および外部機関による検査結果の共有 他	職業倫理・独立性、監査テクノロジー研修 (電子調書等)	昇進時研修
シニアマネージャー			
マネージャー			昇進時研修
シニアアソシエイト			昇進時研修
アソシエイト	年次監査研修 - 監査計画の作成 - 棚卸立会の計画 - 会計上の見積りの監査 - 継続企業の前提 他 入社時監査研修		J-SOX研修 IT研修 実査・立会・確認研修

※上記の他、会計基準(日本基準、IFRS、米国基準)、税務、米国監査基準に関する研修、ソフトスキル(コーチング、プレゼンテーション等)に関する研修カリキュラムがあります。

監査業務従事者の平均研修受講時間



研修に関する組織風土

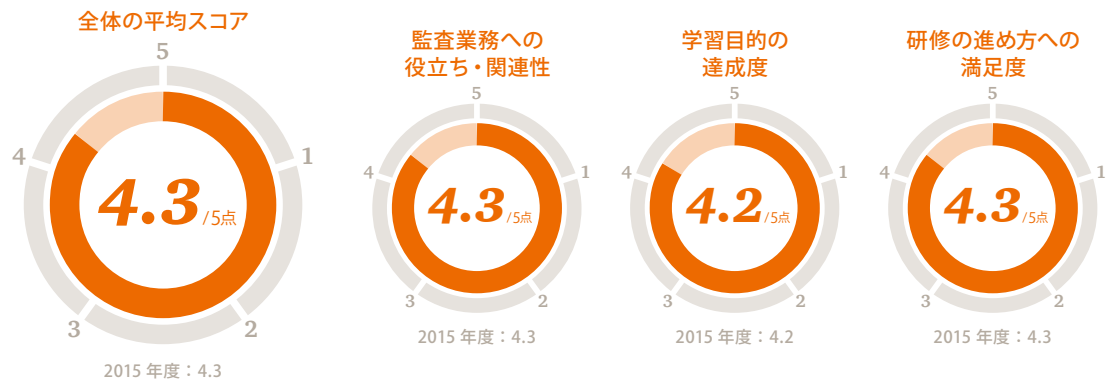
品質管理をはじめとする法人全体を対象とした研修の他、業種別・部門単位での研修として、業界・業種の最新の動向や課題、監査業務に際して現場レベルで共有すべき事項をはじめとした自主的な研修も実施しています。

また、当法人の研修は、実際に現場で業務を担当している職員が研修講師を務めることが多く、実務から得られた経験をもとに研修の内容を充実させています。さらには、他者を指導することを通じて講師を務める職員自らのスキルアップにも役立っています。

オン・ザ・ジョブ・トレーニング

監査責任者およびチームマネージャーは、監査業務の監督および査閲ならびに監査チームメンバーと実施した討議を勘案してフィードバックを行うことによって監査チームメンバーの評価・育成を行います。この評価・育成において、適切な職業的懐疑心を発揮して監査業務に当たったか、識別し評価した監査リスクへの対応は適切であったか、適切な文書化を適時に実施したかなど、個々人の業務の品質が重要な要素となります。

研修に対するフィードバックアンケートの結果（2016 年度）



PwCネットワーク内外の異動・出向・転籍

当法人は、例えば品質管理本部をはじめとした法人内の他部門への異動はもちろん、国内PwCネットワーク間の出向や転籍を可能にする制度を採用しています。これにより、個々人が異なる専門性を身に付けキャリアの幅を広げるとともに、国内PwCネットワーク間の活発な人材交流に寄与しています。

この他、多様な経験を積み、会計・監査業界をリードしていくための人脈の拡充を図るため、日本公認会計士協会や企業会計基準委員会等を含む、PwCネットワーク外の団体または企業等への出向も積極的に行っています。特に、事業会社への出向により監査を受ける立場における経験を積むことで、監査業務に対する新たな気付きを得る機会にもなります。

2016年度における、国内PwCネットワークおよびPwCネットワーク外の団体または企業等への出向・異動状況は下記のとおりです。今後も、これらのPwCネットワーク内外での人材交流を拡充し、個々人の専門性のさらなる向上と組織全体の成長・発展に向けて取り組んでいきます。

国内出向、部門・法人での異動状況

制度名	2016年度	目的、期待される役割
国内出向	51名	日本公認会計士協会や企業会計基準委員会などの関係機関への貢献、連携強化する。
法人内(間)異動	102名	法人内の品質管理本部の各部など、法人内(法人間)出向や部門間異動を通じて、さらなる人材育成を強化する。

PwCグローバルネットワークとの連携

海外 PwC 法人との人材交流

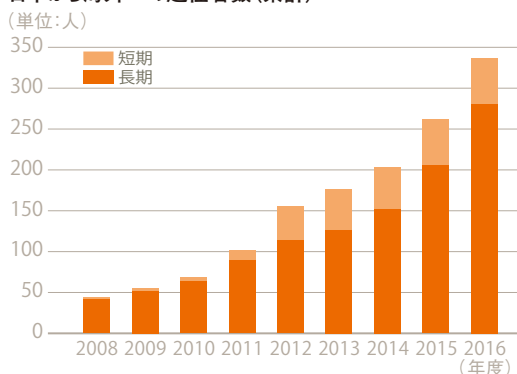
当法人は、海外のPwCネットワークファームとの人材交流を重要視しています。当法人と海外のPwCネットワークファームとの間には双方向の人材交流があり、相互に会計・監査の実務、各産業の動向などの情報交換を活発に行うことで、PwCグローバルとしてのより洗練された高品質な監査業務の実現に貢献しています。

海外の PwC 法人への地域別赴任者数 (2016 年 6 月 30 日現在)

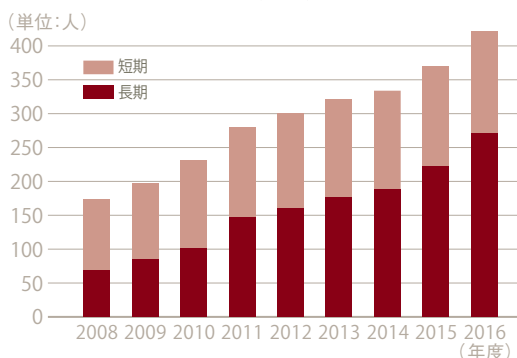
地域	人数
アジア・オセアニア	30
欧州・アフリカ	10
米州	24
合計	64

海外赴任者の推移 (2016 年 6 月 30 日現在)

日本から海外への赴任者数 (累計)



海外から日本への赴任者数 (累計)



リーダーシップ育成プログラム

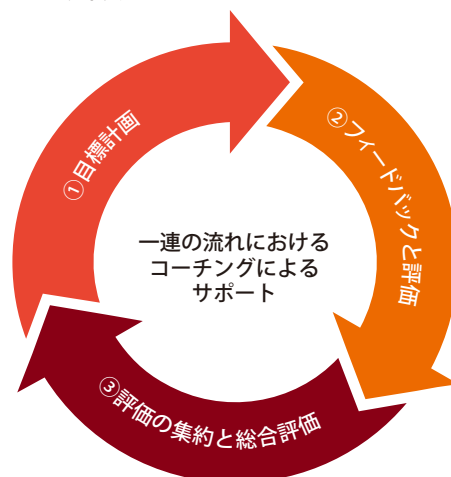
海外のPwCネットワークファームとの人材交流に加え、当法人は、PwCグローバルネットワークにおいて選出された将来のパートナー候補を対象とした、リーダーシップ育成プログラムへの人材派遣を実施しています。当該プログラムを通じて、個人としての専門的知識やソフトスキルの向上のみならず、PwCグローバルネットワークにおける多様な人脈の構築・強化を促すことで、グローバル企業に対するグループ監査をリードする人材の育成を強化しています。

職員の評価育成 - Performance Coaching & Development (PC&D) 制度

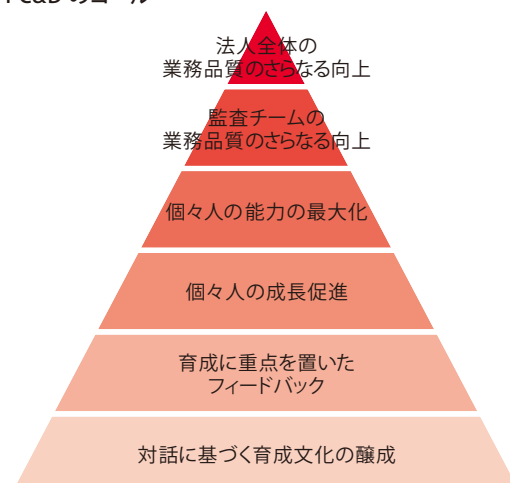
監査業務の品質と法人の成長の基盤となるのはパートナー、職員ひとりひとりの能力であるという考えのもと、当法人は個々人の成長をサポートするために“Performance Coaching & Development (PC&D)”という制度を導入しています。

PC&D制度では、全ての職員に対してパートナーやマネージャーから担当のコーチを選任します。職員はコーチとの対話を通じて、期初に自身の目標計画を設定した上で、実施した業務に対して適時に自己評価を行うと同時に、コーチからフィードバックと評価を受けます。

PC&D のサイクル



PC&D のゴール



そして期末において、実施した個々の業務で受けた評価を集約し、総合評価を行った上で、次年度の目標計画を設定します。

このサイクルの中で、職員はコーチとの間で、PwC Professionalに基づく自己の成長や、PwC Experienceの具体的な実践方法、およびその結果について年間を通じた「対話」を行います。

PC&D制度は単なる人事評価制度ではなく、個々人の成長を促進し、ひいては当法人の監査業務の品質のさらなる向上と法人の成長の最大化を実現することを目的とした相互対話の仕組みと位置付けられています。

ダイバーシティ&インクルージョン

経済環境が激変しビジネスモデルが多様化する現状において、監査上のリスクを的確に把握し、それぞれの被監査会社に適合した品質の高い監査業務を効率的に行うためには、多様なバックグラウンドを持つ人材から成る、多角的な物の見方ができる組織を目指す必要があります。

まず、採用に際して、当法人では、公認会計士試験受験者を対象とした定期的な採用説明会を実施し、当法人のミッションなどに共感した入所志望者について、所定の選定プロセスを経た上で採用しています。これに加え、当法人のミッションに共感する、高い能力を有する多様な人材を採用するために、新卒採用およびキャリア採用（中途採用）といった複数の採用制度を設けるとともに、ERP（Employee Referral Program／従業員紹介制度）やPwC Alumni（PwC Japanに在籍したことのあるOB、OGの方々から構成されるネットワーク）を通じた働き掛けも実施しています。

入所後においても、単に性別、年齢、国籍、経験、障がいの有無などの多様性を尊重する「ダイバーシティ」だけでなく、垣根を越えた多彩な人材を長期的に維持し、互いに融合しながら活躍できる場を提供していく「インクルージョン」を目指し、“Gender”、“Nationality”、“Work Style”、“Disability”の4つの領域でさまざまな取り組みを行っています。

従業員調査 (Global People Survey)

当法人は、毎年定期的に従業員調査 (Global People Survey) を実施しています。従業員調査の結果はヒューマン・キャピタル部にて分析が行われ、その結果が経営委員会で共有されるとともに、各業務部門に報告されます。各業務部門では、調査結果をもとに対応策を検討し、それをヒューマン・キャピタル部にも共有します。また、調査結果は経営委員会においても頻繁に取り扱われ、法人全体での問題点および改善策が議論されています。

従業員調査結果の概要

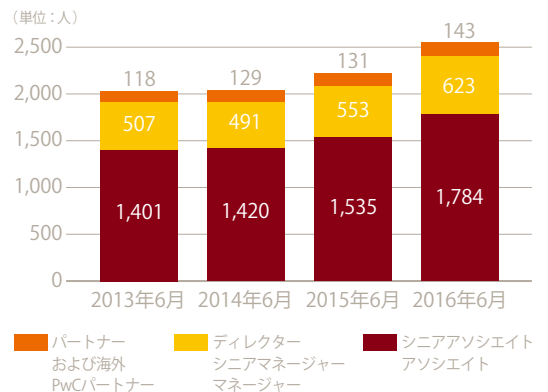
質問内容	2015年度	2016年度
PwCで勤務する際の全体的な満足度		
ピープル・エンゲージメント・インデックス	59%	63%
品質に関する個別質問 (抜粋)		
私たちは、サービスの品質に関する明確な基準を定めています。	60%	67%
私の上司・先輩たちは、クライアントに品質の高いサービスを提供するために、部門を超えた協力的な行動を奨励しています。	64%	69%
私は、クライアントに対して品質の高いサービスを提供するために、新しい方法やより良い方法を考えることが推奨されています。	70%	74%

※各設問に対して、5段階評価のうち4「そう思う」以上とした回答者の割合

人員数の推移

人材育成に関するこれらの取り組みの他に、従業員定着のためのさまざまな施策を行うことにより、当法人設立以来、人員数は順調に増加しています。

人員数の推移



退職率の推移

	2013年6月	2014年6月	2015年6月	2016年6月
退職率	13%	10%	11%	8%

監査アプローチ

品質管理本部の役割

当法人は監査業務の品質を合理的に保つため、わが国における監査の品質管理の基準である

- 「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)
- 「監査における不正リスク対応基準」(企業会計審議会)
- 「監査事務所における品質管理」(品質管理基準委員会報告第1号)
- 「監査業務における品質管理」(監査基準委員会報告書220)

を遵守しています。これらに加えて、PwCネットワークのメンバーファームの一員として国際品質管理基

準第1号「財務諸表の監査およびレビューならびにその他の保証および関連サービス業務を行う事務所の品質管理」(ISQC1)、およびPwCとしての品質管理方針であるPwC Network Risk Management Policy & Guidanceを遵守しています。また、監査業務実施に当たり監査チームメンバーは、わが国における監査の基準およびPwCが世界で共通して採用する監査アプローチであるPwC Audit (P.31)に従って監査を実施しています。

これらに対応した法人の品質管理全般を監視し、また、個々の監査業務等の品質管理のために、監査チームを監視し、支援する組織として品質管理本部およびリスク管理・コンプライアンス室を設置して

品質管理本部

リスク管理部	監査事務所としての品質管理全般のモニタリングを所管し、審査体制(P.31)の整備および運用を確保し、被監査会社および個々の監査業務のリスクプロファイルをモニターしています。また、被監査会社および個々の監査業務のリスク管理上の諸問題について、専門的な見解に関する問い合わせに対して助言を提供するとともに、随時、業務遂行上の留意事項について各監査チームに問い合わせを行い、問題点の早期発見・解決に努めています。
メソドロジー・アンド・テクノロジー部	当法人の監査業務の実施に係る方針および手続の適切な実践を確保するため、その実践に当たっての諸問題について専門的な見解に関する問い合わせに対して助言を提供するとともに、随時、監査上の留意事項を業務担当者に配信しています。監査サポートシステムをはじめとする各種監査ツールを整備し、有効かつ効率的な監査の実施をサポートしています。
アカウンティング・サポート部	会計分野別に専門家をそろえ、特定の会計事象がある場合、専門的な見解に関する問い合わせに対して助言を提供しています。また、最新の会計情報を収集し、新たな会計基準等の導入を支援する業務担当者をサポートしています。
アシュアランス・ラーニング・アンド・エデュケーション部	PwC グローバルネットワークのカリキュラムに基づく研修の他、当法人固有の研修を企画し、より実践的かつタイムリーな研修を提供しています。
アシュアランス OGC	法務リスクを所管し、被監査会社および個々の監査業務のリスク管理上の諸問題について法的側面から助言しています。
リスク管理・コンプライアンス室	独立性の保持、法令遵守およびコンプライアンス確立のための諸活動を行っています。その一環として、監査ホットラインを運営し、監査業務における問題の早期発見に努めています。

います。品質管理本部は、当法人の品質管理の仕組みに最終的な責任を有する代表執行役から、品質管理の仕組みの整備および運用に責任を有する者として任命された品質管理担当執行役が統括します。品質管理本部には2016年6月30日現在、外部の専門機関での勤務経験のある者も含め、約70名の各専門領域に精通した担当者が所属しています。

各業務部門における品質管理体制

業種に特化した業務部門における品質およびリスク管理体制

当法人では、被監査企業の業種の特殊性や会計の特徴等を深く理解し、専門性を高めるため、業種に特化した組織を組成して監査業務を遂行しています（P.16）。業種別に編成された各業務部門には、リスク管理担当パートナーおよび品質管理担当パートナーが配置され、品質管理本部と連携を図りつつ、業種に係る専門性を生かした品質およびリスク管理活動を実施しています。

業務部門リスク管理担当パートナー（部門RMP）および業務部門品質管理担当パートナー

部門RMP（Risk Management Partner）は、品質管理本部が実施する品質管理のための監視活動（P.41）をサポートするとともに、必要に応じて、各業務部門において、品質およびリスク管理のための監視活動を実施します。また、監査チームが不正による重要な虚偽の表示の疑義を識別した場合、部門RMPは、監査チーム体制の強化および監査手続に関する助言を行います。必要に応じて、各業務部門の責任者に対して監査責任者の追加選任または交代要否を検討するよう勧告します（P.34）。

業務部門品質管理担当パートナーは、部門RMPから権限の移譲を受け、部門RMPの役割のうち品質管理に係る役割を担います。業務部門品質管理担当パートナーは、各業務部門のチーフオーディター（P.36）と連携して各業務部門における品質管理を実施します。

職業倫理

当法人ならびにそのパートナーおよび職員は、日本公認会計士協会の倫理規則における以下の5つの基本原則を遵守しています。

- 誠実性の原則
- 公正性の原則
- 職業的専門家としての能力および正当な注意の原則
- 守秘義務の原則
- 職業的専門家としての行動の原則

また当法人は、わが国の法令および日本公認会計士協会の倫理規則を踏まえて当法人の職業倫理に関する行動規範を定めています。行動規範は、PwCネットワーク共通のPwC Code of Conductに定める内容にも対応しています。当該行動規範および関連するガイダンスには、職業倫理、独立性に加えて、マネーロンダリング防止、公正競争阻害行為防止、贈収賄防止、機密保持、反社会的勢力への対応およびインサイダー取引防止など幅広い場面に対応する規定が設けられています。

当法人の行動規範は、幅広いステークホルダーから信頼されるために、当法人のパートナーおよび職員として実践することが期待される職業的専門家としての行動様式が明記されています。当法人の行動規範および関連するガイダンスには、当法人のパートナーおよび職員が直面するさまざまな局面を想定した数多くの規定が設けられています。これらの規定は全て、ステークホルダーの期待に対して、正しいことをする（Doing the right thing）ために策定されています。

当法人では、行動規範および関連するガイダンスを、パートナーおよび職員全員が閲覧可能な法人内部向けウェブ掲示板に掲載するとともに、これを周知しています。また、職業倫理の方針および手続に関する理解を徹底するため、パートナーおよび職員全員を対象とした職業倫理に関する研修を毎年実施しています。さらに、パートナーおよび職員全員を対象とした年次のコンプライアンス確認手続において、職業倫理に関する方針および手続を理解し遵守していることを確認しています。

独立性

独立性の概要

監査人は、株主、投資家など幅広いステークホルダーの利益に資するため、被監査会社から独立した立場から財務諸表の監査を実施します。財務諸表監査の信頼性、公正性を確保する上で、監査人の被監査会社からの独立性が最も重要な要素となります。

わが国の「監査基準」(企業会計審議会)において、「監査人は、監査を行うに当たって、常に公正不偏の態度を保持し、独立の立場を損なう利害や独立の立場に疑いを招く外観を有してはならない」と規定されています。公正不偏の態度といった精神的な独立性は、監査人の内面である精神的なものに依存しています。監査人が精神的な独立性を維持し、また、幅広いステークホルダーに対して、被監査会社からの独立性が保持されていることを示すためにも、独立の立場に疑いを招く外観を有してはならない(外観的独立性)とされています。

当法人では、独立性に関する方針のなかで、当法人ならびに当法人のパートナーおよび職員に対して、精神的な独立性を保持することを要求するとともに、外観的独立性を保持するために必要となる方針および手続を設けています。これらの方針および手続は、わが国の法令および日本公認会計士協会の倫理規則や独立性に関する指針、さらには、PwCがグローバルで採用する独立性の方針(PwC Global Independence Policy)から構成されています。監査の前提となる独立性について、特に以下の観点から運用管理と教育研修に力を入れています。

- 法人としての独立性
- 非監査業務の提供制限
- チームメンバーなど個人の独立性
- 監査業務のローテーション

当法人では、経験豊かなパートナーの中から、独立性に関する方針および手続の運用に責任を有するパートナー(独立性担当パートナー)を任命しています。当該独立性担当パートナーは、品質管理担当執行役に対して報告責任を有しています。

被監査会社の網羅的な把握

独立性の諸規則を遵守するためには被監査会社を網羅的に把握する必要があります。当法人では、PwCネットワークで共有するデータベース(CES: Central Entity Service)に全ての被監査会社を登録することによって、独立性を保持すべき被監査会社の情報を、当法人のみならずPwCネットワーク内で相互に把握できる体制を整備し、運用しています。

法人としての独立性

当法人は、資金の借入れ、物品やサービスの購入、外部企業や個人と共同事業等のビジネス上の関係を展開する場合、取引の内容および取引の可否について事前にリスク管理・コンプライアンス室の承認を得るとともに、独立性の問題が生じていないことを定期的に確認しています。共同事業等、第三者との事業上の関係については、当該関係に責任を有するパートナーが年次のコンプライアンス確認手続において、必要となる手順に準拠していることを確認しています。また、当法人の年金制度等に含まれる投資先の有価証券等をデータベースに登録し、独立性の諸規則を遵守していることの確認を継続して行っています。

非監査業務提供に係る制限

監査人の独立性を維持する観点から、被監査会社に対する非監査業務の提供には一定の制限を設けています。非監査業務提供予定チームは、被監査会社データベース(CES)で業務提供予定先がPwCネットワークの被監査会社であるかを確認します。業務提供予定先が被監査会社である場合、当該非監査業務提供予定チームは独立性に関する方針および提供可能業務に関するガイダンス(SOPS: Statement of Permitted Services)を参照して業務提供の可否および提供可能な業務の範囲を識別するとともに、非監査業務の提供について、当該被監査会社を担当する監査責任者による事前承認を得ることとしています。当法人では、この事前承認を、システム化されたワークフローを利用することによって、網羅的に実施しています。

さらに、非監査業務の提供に責任を有するパートナーが年次のコンプライアンス確認手続において、必要となる手順に準拠していることを確認しています。

個人の独立性

当法人のパートナーおよび職員は、年次のコンプライアンス確認手続において、独立性に関する事項を含む職業倫理に関する方針および手続を理解し遵守していることを確認しています。これに加えて個々の監査業務に従事する際に、パートナーおよび職員が被監査会社に対する金銭的利益関係や身分上の利害関係の制限に抵触していないことを確認しています。当法人は、パートナーおよび職員の執務時間報告システムと連動したシステムを用いることにより、個々の監査業務における個人の独立性確認を確実に実施する体制を整備し運用しています。また、パートナーとマネージャー以上の職員については、保有する有価証券や、保険や年金を通じて間接的に運用する投資先等を、被監査会社データベースと連動した投資先データベースに登録することを義務付け、独立性の諸規則に抵触していないことを確認しています。

さらに当法人は、每期、代表執行役およびパートナー就任予定者に加えて、無作為に抽出したパートナーおよび職員に対して、金銭的利益関係や身分上の利害関係を対象とする独立性の遵守に関する詳細な検査を実施し、独立性の違反がないかを監視しています。

監査担当者のローテーション

業務執行社員（監査責任者）および審査担当者については、連続関与期間を7会計期間以内（上場会社等の筆頭業務執行社員および審査担当者は5会計期間以内）とし、再度関与するために必要なインターバル期間を2会計期間（上場会社等の筆頭業務執行社員および審査担当者は5会計期間）とする方針を定め、運用と監視を行っています。

また、業務執行社員および審査担当者以外であっても、長期間にわたって継続して同一の監査業務に従事することに起因するなれ合いが生じることを未然に防止するため、監査責任者を補佐する立場である統括主査（チームマネージャー）について

も、その連続関与期間を原則7会計期間以内としています。

独立性に関する法令および規則等の遵守状況

当法人は、独立性に関する方針および手続の理解と遵守を徹底するため、パートナーおよび職員全員を対象とした、独立性に関する研修を定期的実施しています。また直近に実施した年次のコンプライアンス確認手続回答率は100%であり、対象者全員が職業倫理ならびに独立性に関する方針および手続を理解し遵守していることを確認しています。年次のコンプライアンス確認手続や独立性の遵守に関する詳細な検査等の監視手続の結果は、毎年、当法人の経営委員会に報告されます。

当法人では、監査業務の提供に当たって、独立性の規則に違反する事象が生じた場合には、当該違反の原因となった利害関係を解消し、当該違反の影響に対処することとしています。当法人が当該違反の影響に十分な対応策を講ずることが可能と判断した場合であっても、当法人は違反および対応策等について、被監査会社の監査役等と書面をもって協議し、その対処が十分であることについて了解を得ることとしています。当法人が違反の影響に十分な対応策を講じることができないと判断した場合や、当該対応策が十分であるという当法人の見解について監査役等から了解を得られない場合は、監査業務契約を解除することが求められています。また、独立性の規則に違反する事象が生じた場合、当該事象は独立性担当パートナーから品質管理担当執行役に報告されます。品質管理担当執行役は当該事案の概要を経営委員会に報告します。独立性の規則に違反したパートナーおよび職員は、所定の規程に基づく処分の対象となります。

当法人の設立以降、独立性違反に起因する監査契約の解除はありません。

契約の新規の締結および更新

当法人は、わが国における監査の基準を踏まえて、監査契約を含む全ての業務に係る契約の新規の締結および更新に係る方針を定めています。この方針は、PwCネットワークのクライアントおよび業務の受

入・継続に係る評価方針も遵守するよう定められています。契約の受任に先立ち、時間および人的資源を含め、当法人が監査業務を実施するための適性および能力を有しているかを検討します。そして、新規の関与予定企業と当法人（パートナー・職員を含む）の独立性など利害関係を調査するとともに、当該企業の評判、経営者の姿勢、ガバナンスや内部統制の状況、会計・監査上の問題の有無等のリスク評価手続を実施し、評価されたリスクに応じて定められた適切な承認を得るものとしています。さらに、新規の関与予定企業または、その役員等が反社会的勢力等でないことを調査しています。契約の継続に当たっては、少なくとも年に一度リスク評価を実施し、評価されたリスクに応じて定められた適切な承認を得るものとしています。

こうした一連の手続を実施する上で、当法人はA&C（Acceptance and Continuance）と呼ばれるPwCネットワーク共通のサポートシステムを利用しています。監査チーム、各業務部門の責任者および品質管理本部は、A&Cを利用することによって、既存の関与先または関与予定企業に関連するリスクが許容可能かどうかなどについて、より適切に判断することが可能となります。

なお、当法人が前任監査人となる場合および後任監査人となる場合の双方について、監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するため、監査基準委員会報告書900「監査人の交代」に準拠した監査事務所間の引継に係る方針および手続を定め、運用しています。

監査チームの編成

監査チームの選任

監査責任者を含む監査チームメンバーの選任は、各業種別組織の中で、各人の独立性の遵守状況、業務のリスク、必要な知識および経験（関与先が属する産業に関する知識等）、能力、必要な時間の十分な確保、品質管理レビュー結果および外部機関による検査の結果などといった事項を踏まえ、厳正かつ公正な監査を実施するために必要な人材を確保するという観点から実施しています。監査責任者には、当法人の監査責任者の選任に関する方針および手続に従い、その職責を果たすための適性、能力および経験を有する日本の公認会計士であるパートナーが

選任されます。

なお、同一企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項が適切に伝達されるよう方針および手続を定めています。

監査責任者、統括主査（チームマネージャー）および監査チームメンバーの役割

● 監査責任者

監査責任者は、個々の監査業務において実施した監査手続の査閲および評価、文書化の適切性および適時性、導かれた結論について全般的な責任を負います。その責任を果たすために、監査責任者は、監査の全過程を通して、監査リスクの識別、評価およびその対応が適切か否かについて、積極的かつ徹底的に監査チームの監査手続に関与し、適切な監査手続の実施およびその文書化を指導します。また、当法人において監査責任者には、継続的な品質向上を目指す原動力となることが求められています。

● 統括主査（チームマネージャー）

統括主査は、監査責任者を補佐します。統括主査は、監査の全過程にわたって関与し、監査リスクの識別およびその対応の適正性の確保など、適切な監査の実施および文書化の規範を示します。そして、統括主査は、監査責任者と共に、実施した監査手続および関連する監査調書が適時に査閲されるよう調整します。また、他の監査チームメンバーがすでに実施した監査手続の種類、範囲および得られた心証を検討し、自らの当該監査業務に対する理解と整合的であることを確認します。

● 監査チームメンバー

監査チームメンバーは、監査計画に基づき、適切に職業的懐疑心を発揮しながら監査手続を実施します。実施した監査手続で生じた重要事項や問題点についてチームマネージャーに適時に報告し、討議します。また、チームマネージャー等による査閲に先立ち、自己の実施した監査手続および関連する監査調書を見直します。

監査の実施

当法人の監査アプローチ “PwC Audit”

当法人の監査チームは、監査業務実施に当たり、わが国の監査の基準ならびにPwCが世界で共通して採用する監査アプローチであるPwC Auditに準拠しています。PwC Auditは、国際監査基準（ISA）に基づいて策定されており、これに加えて、PwCとして培ったノウハウを基にして開発された具体的な方針およびガイダンスが設けられています。

PwC Auditによる監査アプローチにおいて、基本的かつ最も重要な要素は適切な監査リスクの評価です。当法人では、監査計画の立案時に始まり、監査報告書を発行するまでの全過程を通じ、継続して監査リスクの識別および評価を行い、これに適切に対応した監査手続を実施します。適切な監査リスクの識別およびその評価を行うため、当法人では、被監査会社の事業プロセスについて上流から下流まで一貫して理解することを重視しています。こうした徹底した理解に基づく監査リスクの識別およびその評価を行うことにより、当該被監査会社固有の事実と状況に応じた適切な監査手続を実施することが可能となります。また、このような事業プロセスの理解を通じて被監査会社のさまざまな情報を適切に集め、裏付けることは、適切な職業的懐疑心を発揮し、不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況を識別するための礎となります。

監査チーム内のコミュニケーション

当法人では、監査チーム内の風通しの良いコミュニケーションを重視しています。監査計画立案時には、監査責任者を含む監査チームメンバー間で、被監査会社の事業環境および事業プロセス、これに関連する監査リスクの認識（不正リスクを含む）に関する理解を共有するとともに、リスク対応手続の種類、実施時期およびその範囲について理解を共通化するためにキック・オフ・ミーティングを開催します。また、監査における主要な段階において、監査責任者と監査チームメンバーが意見交換し、被監査会社および監査リスクに関する理解を更新し、その時点で入手した監査証拠を評価し、監査計画の変更要否を検討します。

また、当法人では、課題に直面した場合、各人が一人で悩まず、監査チームメンバー間で相談し、解

決することとしています。当法人において、監査責任者には、監査チームメンバーに対してオープンな姿勢で接し、監査チームメンバーからの相談に真摯に応じることが期待されています。

こうした双方のコミュニケーションによって、監査チームとして不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況を適切に識別することが可能となり、また、実務を通じた監査チームメンバーの成長を促進します。

監査業務に係る監督および査閲

当法人では、監査を実施する上で、監査チーム内での監督および査閲を通じた現場力の強化を重視しています。こうした現場力の強化に関して、当法人では、監査責任者と統括主査（チームマネージャー）が重要な役割を果たします。

監査責任者は、統括主査の補佐を受けつつ、監査計画の立案から監査業務の実施、監査報告に至るまでの全課程を通じて、リスクに応じた人員の配置、監査時間の確保、監査計画の見直し要否およびその遂行状況など、監査の進捗を監視します。また、これにより、当該監査業務において適切な監査リスクの識別および評価が行われたか、十分かつ適切な監査証拠が得られたかを確認します。

また、監査責任者は、監査の実施中の適切な段階で、以下のような事項に関する監査調書を査閲します。

- 監査上の判断を要する重要な領域、特に、監査の実施中に識別した専門的な見解の問い合わせが必要な事項に関連する領域
- 特別な検討を必要とするリスク（不正リスクを含む）
- 監査責任者が重要と認識するその他の領域

これらを通じて監査責任者は、監査チームメンバーに対して適切に指示し、自らの経験をもとに、批判的ながらも建設的な問い掛けを行い、気付きを与えることによって監査チームメンバーの成長を促します。

審査

原則として、全ての監査業務について、監査計画段階から、監査の実施過程、監査判断の過程、監査の完了段階まで、監査チームによる監査の実施と並行して審査担当者による重要事項、重要判断の審査を実施しています。審査担当者は、要検討事項が生じた都度、監査チームと議論しており、適時に実効

性のある審査を行っています。後述のとおり、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違については審査会における審査により解決を図りますが、審査の最終機関は審査担当者と定め、責任ある審査の実施を課しています。

審査担当者には、当法人の審査担当者の選任に関する方針および手続に基づき、日本の公認会計士であるパートナーのうち、その職責を果たすための適性、能力および経験を有する者が選任されます。その選任に当たり、各業務部門での推薦を受け、品質管理担当執行役が承認することで、審査担当者の客観性を確保しています。審査担当者には、適切な審査を行う上で必要とされる行動に関する研修を受講する義務が課せられています。

監査業務において不正による重要な虚偽の表示があると判断された場合、監査チーム体制の強化および審査体制の強化を検討するとともに、審査担当者による適切な審査が行われるように、品質管理本部によるモニタリングを実施しています（P.34）。

審査会による審議

当法人では、品質管理およびリスク管理上、特に慎重な判断が求められる以下の業務について、審査会による審議を行います。

- 特に社会的影響が大きい被監査会社の監査業務のうち、品質管理本部が指定したもの
- 新規上場のための監査業務
- 共同監査
- 監査上の判断の相違
- その他、監査責任者または品質管理本部が必要と判断した場合

審査会は、品質管理本部のパートナーおよび各業務部門のパートナーのうち十分な経験、知識等を有し、適切な判断を行うことができる立場にあると認められる者によって構成され、代表執行役が議長を務めます。審査会の審議は、原則として、審査会メンバー全員の同意により決します。

監査上の判断の相違

品質管理本部に対する専門的な見解に関する問い合わせにおいて、監査チームとの間に見解の相違が生じた場合、または、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が生じた場合は、上記の審

査会がこれを審査することにより、これらの相違に対処し解決しています。

不服と疑義の申立て

当法人内外からもたらされる不服と疑義の申立てについて適切に対処することを合理的に確保するための通報制度として、監査ホットラインを導入しています。

監査調書の管理

監査人は、実施した監査手続、入手した監査証拠、監査の過程で生じた重要な事項に関する職業的専門家としての重要な判断およびその結論を監査調書として文書化することが求められます。当法人ではこの文書化に当たり、電子監査調書システムであるAura（オーラ）（P.38）を利用します。また、必要に応じて紙面調書を作成します。

当法人では、監査報告書日から60日を超えない期間のうちに、例えば、監査報告書日前に実施した監査手続の過程で不要となった文書の削除、監査調書の分類、監査調書間のリファレンスの確認など、監査調書の最終整理を行います。なお、当該最終整理はあくまで事務的な整理であり、監査報告書日後に新たな監査手続を実施することや、新たに監査上の結論を導き出すことは認められません。Auraを用いた電子調書ファイルには、最終整理後の編集を防止するための保護措置がなされた上で、アーカイブサーバーに保管されます。当該電子調書ファイルは、アクセス権限が付与された者のみが参照可能です。また、全ての紙面調書は管理システムに登録され、ICタグを用いた管理の対象となります。紙面調書は原則として外部倉庫に保管され、使用する期間に限って監査事務所に引き寄せます。これらの調書の受け払い記録は、全て紙面調書管理システムに記録されています。紙面調書については、監査事務所に引き寄せている期間であっても事務所内の所定の場所に保管することを義務付け、個人で保管することを禁じています。紙面調書についても、電子調書ファイルと同じタイミングでアーカイブ処理が行われ、それ以後の編集は認められません。

当法人では、監査調書の保存期間を監査報告書日から10年としています。品質管理本部は、定期的に保存期間を経過した監査調書を特定し、監査責任者の承認を経て、紙面調書の溶解処理または電子調書ファイルのアーカイブサーバーからの消去によって監査調書を廃棄します。

品質管理本部による専門的な見解の提供

当法人は、業務品質の一貫性を保つ上で、品質管理本部による専門的な見解を提供するサポートを監査の品質管理における重要な機能として位置付けています。監査チームは業務実施に当たり、難易度の高い問題に直面した場合は、監査上の取り扱いを決定する上で、品質管理本部に専門的な見解を求めます。品質管理本部には、前述（P.26）のとおり、外部の専門機関への出向経験のある者も含め、各専門領域および実務に精通した担当者が所属しており、各監査チームからの専門的な見解に関する問い合わせに適時に対応しています。品質管理本部は、専門的な見解を示す上で必要な個別の監査業務の状況を適切に理解するため、監査チームと十分に議論を行い、さらに、専門的な調査も実施した上で見解を示しています。品質管理本部は、不正リスクへの対応など、事前に専門的な見解を求めるべき事項を明示しており、監査チームが当該事項に該当する事象に直面した場合には、品質管理本部の見解を入手することを義務付けています。なお、品質管理本部に対して専門的な見解を求めることが要求されていない事項についても、監査品質を担保するために、個別に相談したいと監査チームが考える場合、任意で品質管理本部へ相談できる体制となっており、実際にも多くの監査業務において利用されています。

不正リスクに対応した組織体制

監査チームにおける不正リスクへの対応

不正は他者を欺く行為を伴う意図的な行為であるために、不正による重要な虚偽の表示を発見できない可能性は、意図的ではない誤り（誤謬）による重要な虚偽の表示を発見できない可能性よりも高いとされています。また、経営者により不正が行われる場合には、内部統制が無効化される場合が多いため、監査人が経営者不正による重要な虚偽の表示を発見できない可能性は、従業員不正による場合よりも高いと考えられています。

わが国の「監査基準」（企業会計審議会）において、「監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならない。」と定められています。また、「監査における不正リスク対応基準」（企業会計審議会）においても、不正リスクに適切に対処する上で、職業的専門家としての懐疑心（職業的懐疑心）が重要であることが強調されています。

監査基準委員会報告書200「財務諸表監査における総括的な目的」（日本公認会計士協会）では、職業的懐疑心を「誤謬又は不正による虚偽表示の可能性を示す状態に常に注意し、監査証拠を鵜呑みにせず、批判的に評価する姿勢」と定義しています。この監査人の「姿勢」は、監査人の職業的専門家としての判断に大きく影響します。監査人は、監査リスクの評価、実施すべき手続の種類、時期および範囲、得られた監査証拠の評価など、監査の全過程を通じ

品質管理本部における専門的な見解の担当領域例



て、職業的専門家の判断を行います。この判断を行う上で、監査人として職業的懐疑心を適切に発揮することが、不正リスクに対応する適切な監査手続の実施につながります。

当法人では、監査チームメンバーが職業的専門家としての懐疑心を適切に発揮し、不正リスクに対してより注意深く、批判的な姿勢で臨むためには、まず、監査チーム内での円滑なコミュニケーション（P.31）が重要と考えています。監査チーム内のコミュニケーションを通じて、監査責任者は、職業的懐疑心の発揮が重要であるという姿勢を監査チームメンバーに示します。また、監査チームメンバー間の率直な意見交換により、潜在的な不正リスクを含む監査リスクの認識、監査の過程で発見した事業上の合理性に疑問を抱かせる特異な取引など重要な会計および監査上の問題となる可能性のある事項およびそれへの対処を、監査責任者を含む監査チームメンバー間で共有します。

さらに、監査業務の監督および査閲（P.31）により、比較的経験の浅い監査チームメンバーであっても、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう促します。

これに加えて、当法人として、職業的懐疑心の適切な発揮を可能とするように、以下の組織体制を整えています。

過去の不正事例に関する教育研修

監査における不正リスクに適切に対処するためには、監査チームメンバーが、不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況を適時、かつ、適切に識別することが重要です。

当法人では、従前より、パートナーおよび監査現場をリードする一定以上の経験を有する職員に対して、過去の不正事案を基礎としたケーススタディを義務付け、監査現場における不正リスクの識別能力向上に努めています（P.21）。

不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況への対応

当法人では、監査チームが不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況を識別した場合、その旨を品質管理本部に報告するよう求めています。

その上で監査チームは、経営者に質問し説明を求めるとともに、追加的な監査手続を実施します。

品質管理本部による専門的な見解の提供

監査チームが不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況について追加的に実施した監査手続の結果、不正による重要な虚偽の表示の疑義を識別した場合、監査チームは、品質管理本部に対して、不正による重要な虚偽表示リスクに関する評価、実施したリスク対応手続の種類、時期および範囲ならびに監査および監査報告に及ぼす影響等について専門的な見解の問い合わせを行います。また、品質管理本部と討議して、不正に関する専門家の関与の要否も検討します（P.36）。

監査チーム体制の強化

監査チームが不正による重要な虚偽の表示の疑義を識別した場合、監査チームは、その旨を各業務部門のリスク管理担当パートナー（部門RMP）に報告します。当該報告を受けた部門RMPは、監査チーム体制の強化および監査手続に関する助言を行います。部門RMPが、助言のみでは監査チーム体制の強化が十分に図れないと判断した場合、各監査部門の責任者に対して、監査責任者の追加選任または交代の必要性を検討するよう勧告します。

審査体制の強化

監査チームが不正による重要な虚偽の表示の疑義を識別した場合、監査チームは、その旨を品質管理本部に報告します。品質管理担当執行役は、各業務部門の責任者および部門RMPと協議して審査担当者の適格性の再検討を行い、リスク・経験等を勘案した上で継続または交代の要否を判断します。また、品質管理本部は、審査担当者による審査の実施状況をモニタリングします。

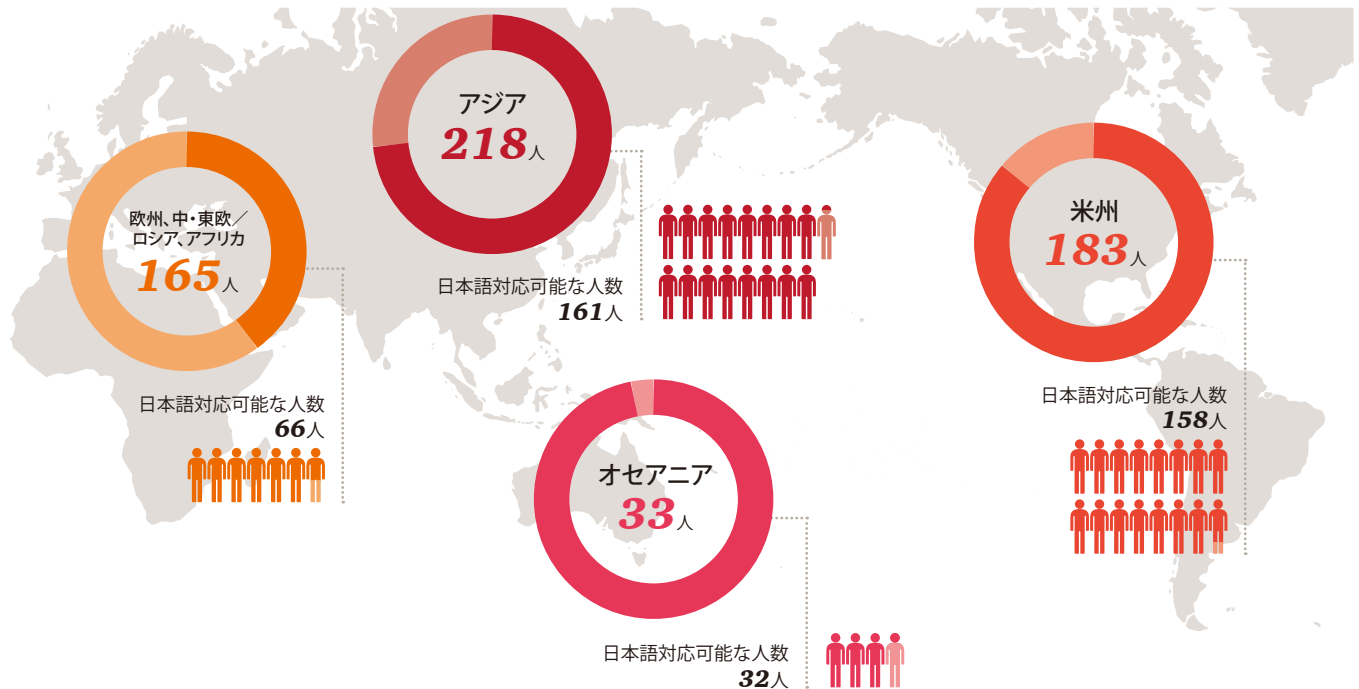
グループ監査への対応

PwCネットワーク内での連携

経済社会のグローバル化に伴い、被監査会社の国際展開も進んでいます。そのため、グローバルに事業を展開する被監査会社グループ全体の環境を理解し、適切な監査を実施するためには、国内のみならず海外子会社等の監査人との密接な連携が不可欠です。

当法人では、海外のPwCネットワーク内のファームとの間の緊密な人事交流を深めており（P.23）、ま

日本企業支援ネットワーク（Japan Business Network）の人員数（2016年6月30日現在）



た、海外のPwCネットワークファーム内の赴任者と日常的に協働しています。このことにより、当法人のパートナーおよび職員の間では、法人内にとどまらずPwCネットワークレベルで連携して業務を遂行するという組織文化が自然と醸成されています。

このような組織文化のもとで、当法人では、PwCネットワークと共通の監査アプローチおよび監査ツールを用い、深度ある緊密なコミュニケーションを適時に図ることを通じて子会社等の監査人をリードし、主体性を持って被監査会社グループレベルでの監査リスクの識別、リスク評価およびリスク対応手続を実施します。

さらに当法人では、PwCネットワーク内に構築した日本企業支援ネットワークを活用することにより、海外子会社等の監査人との円滑なコミュニケーションを可能としています。

日本企業支援ネットワーク (Japanese Business Network)

PwCグローバルネットワークは世界各国・地域に、日本企業のビジネスを支援するため、会計・監査をはじめとする専門家から構成される日本企業支援ネットワーク（JBN: Japanese Business

Network）を構築しています。2016年6月30日現在、33カ国・地域の87都市に599名（うち、日本語対応可能者417名）の専門家を配置しています。

当法人では、国際的に事業を展開する企業の監査を行う場合、必要に応じてJBNメンバーを関与させ、海外子会社等の監査を実施する監査チームとの密接な連携を図ります。

IFRSへの対応体制

当法人では、業種に特化した組織体制のもと、業種固有の特殊性や会計の特徴に対する深い知識と、当法人を含むPwCグローバルネットワークで蓄積した実務経験および専門知識を活用して、IFRS適用企業に対して、高い専門性を生かした監査を実施します。

また、当法人のアカウンティング・サポート部には、PwCグローバルネットワークから、IFRS適用上の解釈に関してわが国においてPwCとしての正式な見解を表明できる者として指名されたパートナー3名を含む、IFRSに精通したメンバーが在籍しています。これらのメンバーが中心となって、わが国の企業環境および事業等を十分理解した上で、IFRSに関する適用上の問題を日本国内で適時に解決します。

各領域における専門家の関与

ITの専門家の十分な関与

企業の情報システムが高度化・複雑化している今日において、監査における被監査会社のビジネスに関する理解と洞察や、それに基づく監査上のリスクの識別のためには、情報システムに関する深い理解が不可欠です。

当法人では、情報システムに関する専門的な技能、知識および経験を有するITの専門家が個別の監査業務に十分な時間を費やして関与することで、深く情報システムを理解し、洞察力のある監査を効果的かつ効率的に実施しています。具体的には、PwCが保有する標準的なリスクと対応する内部統制のリストに基づき、被監査会社のITに関連する実際の内部統制をレビューし、高リスク領域を識別するといった内部統制評価の標準化、また、例えばSAPやOracle EBSなどの業務統合パッケージ(ERP: Enterprise Resource Planning)に関して、PwCが開発した内部統制の自動評価ツールにより、複雑な監査手続の効率化を行っています。

また、帳票の電子化、内部統制の自動化、処理データ量の増加が進む中で、コンピュータ利用監査技法(CAAT)によるデータを活用した監査手法を利用し、仕訳データを直接分析することにより、より多くの仕訳を監査の対象とすることができ、さらに、不正リスクの高い仕訳を抽出するなど、リスクに焦点を当てた手続を実施することができます(P.39)。

不正に関する専門家の関与

当法人は、監査契約締結および更新時に認識したリスクの内容、上場企業の監査可否か、初度監査可否かなど、不正に関する専門家の関与の要否を判断する上で検討すべき事項を明らかにしたガイダンスを設けています。

企業を取り巻く経済環境の変化、企業が行う取引の複雑化、IT技術の発達等もあり、不正による重要な虚偽表示のリスクを適切に評価し、これに対応する監査手続を行う上で、不正に関する専門家を関与させることが適切な場合があります。

当法人では、不正による重要な虚偽の表示の疑義が識別された場合、監査チームは、品質管理本部に対して専門的な見解の問い合わせを行うことを義務付けています(P.34)。

不正による重要な虚偽の表示の疑義を識別した監査チームは、当該ガイダンスを勘案しながら品質管理本部と討議し、不正に関する専門家の関与の要否を検討します。

これと併せて当法人は、監査チームによる判断を支援するため、不正の専門家の関与が適切な領域およびその程度に関する例を設けています。

その他の専門家の利用

被監査会社の取引および関連する諸制度の複雑化に伴い、IT以外の領域においても、会計・監査以外の専門家の関与が一層求められるようになっていきます。

例えば、企業が確定給付の年金制度を採用している場合、退職給付会計において退職給付債務の計算が必要となりますが、当該計算は外部の信託銀行等に委託することが一般的であるため、監査チームとしても、当該計算結果の検証において必要に応じて年金数理の専門家(アクチュアリー)を利用します。

また、金融機関等において、市場で流通していないような複雑な金融商品を保有し、当該金融商品を時価で貸借対照表に計上する場合、必要に応じて、金融工学やリスク評価の知見を有する専門家に当該時価の妥当性の検証を依頼します。

これらに加えて、PwCネットワーク内には、税務や法律、不動産その他資産の評価といったさまざまな領域の専門家が多数在籍しており、監査チームは企業のリスク評価結果を踏まえてこれらの専門家を積極的に利用することで、十分な監査手続を実施します。

チーフオーディター

チーフオーディター制度

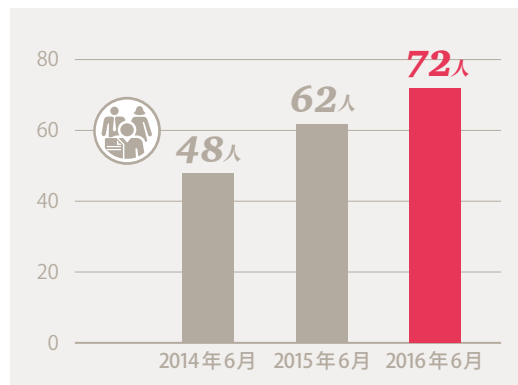
チーフオーディターとは、監査現場で日々監査業務に携わるパートナーおよび職員の中から、監査に関する知識・経験が特に豊富な者として、各部門のチーフオーディターを統括するパートナーによって選任されたメンバーであり、各業務部門における自主的な品質管理活動を主導します。

法人としての主たる品質管理活動は品質管理本部が担いますが、そのような法人レベルの取り組みについて各業務部門や監査現場の実務レベルでの定着を図るとともに、監査現場における意見やアイデアを集約し、法人全体の品質管理活動に役立てるため、品質管理本部と日々連携しながら活動しています。

チーフオーディターは、監査現場をより活性化させ、品質を高く保ちつつ、効率的な監査を目指し、実務に直接役立つ存在として、積極的に活動をしています。

チーフオーディターとしての活動を通じた監査品質向上への貢献は、メンバーの人事評価にも反映されています。

チーフオーディターの人数



チーフオーディターの活動内容

チーフオーディターの活動内容は下記のとおり多岐にわたりますが、いずれの活動も、日次リスク情報の共有および月次定例会議での対話を通じ、監査現場と品質管理本部とを効率的・効果的に橋渡しすることを目的としています。

● 監査現場からの相談対応

気軽に質問できる存在として、監査現場で日常的に生じる疑問点の相談対応や、監査現場からの意見の吸い上げを行います。

● 調書化ツールの開発

各監査チームが監査基準等の要求事項を満たしながら効率的に監査調書を作成できるよう、実務的で使いやすい調書化ツールを開発します。また、当該ツールを用いた実際の調書化事例の紹介を通じ、監査現場における定着を図ります。

● ワークショップの開催

より実務的な論点や、監査現場においてニーズが高い論点を中心に、ワークショップ形式により機動的な情報発信を行います。また、パートナーのみを対象としたワークショップにおいては、より広範な論点を取り扱うとともに、パートナー間の活発な意見交換を促進します。

● 監査業務の事前点検

各部門で実施する監査業務の事前点検（※）について、点検のためのチェックリストの更新、実施状況のモニタリング、結果の取りまとめと各部門内での共有を行います。

● 海外PwCの情報収集

チーフオーディターには海外駐在経験者も含まれており、海外PwCにおける取り組みで日本においても有効と思われる事例や、最新の動向について積極的に紹介します。

● 品質管理本部から発信された情報の監査現場への浸透

品質管理本部が発信するさまざまな情報について、実務上留意すべき事項を含めて、監査現場への浸透を図ります。

※監査業務の事前点検とは

外部機関による検査や品質管理レビュー、当法人の品質管理として実施される定期的なレビューは、すでに終了した監査業務を事後的に点検するものですが、この事前点検では、現在進行中の監査業務について、各部門で選任されたレビューアーが監査計画の内容や手続の実施状況をリアルタイムで点検し、改善の余地について監査チームと協議を行います。これにより、監査基準等の要求事項への対応状況のみならず、非効率な監査が行われていないかどうかを確認でき、必要な改善を監査完了前の早い段階で実施することが可能となります。また、点検結果については各部門内で広く共有され、点検対象外の業務においても有効活用されます。



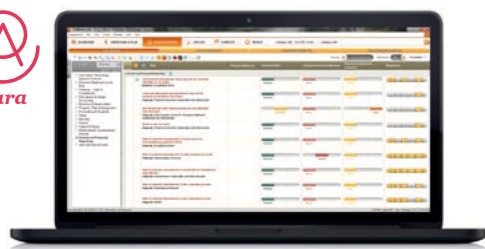
監査におけるテクノロジーの活用

監査の有効性と効率性を 飛躍的に向上させる各種ツール

IT 技術を活用した効率性かつ一貫した品質の確保— 「Aura (オーラ)」

PwC Auditにおける監査アプローチ（P.31）は、PwCが世界全体で全ての監査業務において使用している電子監査調書システムである「Aura」に組み込まれています。Auraによって、監査リスクおよび当該リスクに対応するために必要な手続等が明確化されています。また、Auraには、監査実施に関するガイダンスが包括的に組み込まれている他、総合的なプロジェクト管理に役立つ機能が組み込まれています。これによって、監査チームがわが国の監査の基準およびPwC Auditに準拠した監査業務を効果的かつ効率的に実施することが可能となります。

監査業務の効果的かつ効率的な実施を可能とするAuraの特徴は右記のとおりです。



- PwCの経験を反映したリスクおよび内部統制のデータベースが組み込まれており、被監査会社に関連するリスクを理解・評価するに当たりこれらを活用します。また、リスク評価結果およびリスクと監査手続の関係をビジュアルに表示することから、リスク評価に対応した有効かつ効率的な監査計画を立案すること、監査チーム全体がこれらの関係を理解して効率的な監査を実施することが可能です。
- 監査チーム全体および担当者別の作業進捗を一元的に管理するツールを備え、また、進捗状況をビジュアルに表示します。これによりプロジェクト管理が容易となり、監査を効率的に進めることが可能です。
- 監査のプロセスに沿って監査調書を作成し、各監査手続およびその結果を一度記録すれば、内部統制上の不備や会計上の要修正事項等を一元的に管理・レポートすることができます。これらの機能を利用して、問題点を網羅的に把握し、被監査会社とタイムリーにディスカッションすることが可能です。
- 監査サポートシステムへのアクセスは監査チームメンバーのみに制限されるように設計されています。また、過年度の情報はシステム上引継がれるため、担当者の引継も容易に行うことができます。

データ分析を活用した監査ツール―

「Halo（ヘイロー）」

高品質な監査が求められる中、情報技術の発達に合わせて監査も進化する必要があります。当法人は、データ分析をより有効に活用し検証するためのプロセスおよびツールの開発を戦略的に行っています。テクノロジーを活用したデータ利用監査は、従来の監査を変革し、監査対象

データを適切かつ網羅的に分析することで、監査の品質が向上します。

PwCのデータ利用監査ツールである「Halo」

は、市場をリードする技術により開発され、情報

を網羅的に検証し、かつ視覚化することで、データ利用監査を実現することができます。Haloにはさまざまな業種やリスクに合わせて多数のアプリケーションが用意されています。その一つである「Halo for journals」は、コンピュータ利用監査技法（CAAT）による仕訳データの分析をより効果的かつ効率的に、そしてより視覚的に実施する新しいツールです。また、Halo for journalsを利用することにより、従来よりも、データの検証速度が格段に上がります。

従来のCAATのツールでは期末監査期間中など、特定の時点でしかデータ分析を実施できていませんでしたが、Halo for journalsを利用することにより年間を通じていつでもデータの分析が可能となるため、監査終了間際に大量のデータ分析とそれに関連する監査手続を実施することがなくなり、また、監査終了間際のサプライズをなくし、監査完了までスムーズに手続を進めることができます。

また、Halo for journalsを利用して仕訳データ解析を行うことで、例えば、統計学的手法を用いて不正による重要な虚偽表示のリスクが高いと考えられる事項などについて、特定することが可能となります。



効率的かつ安全な情報交換ツール―

「Connect（コネクト）」

「Connect」は、被監査会社と監査チームが適時に、効率的かつ網羅的な情報交換を安全に行うためのツールです。具体的には、監査チームが、監査に関連する依頼資料などのリストをConnect上で作成することにより、被監査会社への資料依頼を行います。被監査会社は、Connectに直接アクセスし、該当資料をConnect上に保存します。

被監査会社も監査チームも、いつでもどこからでもConnect上の必要な情報にアクセスできます。

また、Connectでは、従来、被監査会社と監査チームの協力により手作業で行っていた依頼資料の管理を、より効率的かつ網羅的に行うことが可能です。



監査業務と情報セキュリティ

監査業務では、被監査会社から機密情報を含むさまざまな情報を入手します。これらの情報が外部に漏えいした場合には、被監査会社に対して多大な損害を与え、また、当法人の信頼を揺るがしかねない事態となります。特に、当法人はテクノロジーを最大限に活用した監査を推進していることから、情報セキュリティについて万全の管理体制を整備しています。

情報セキュリティ管理体制

当法人では、リスク管理・コンプライアンス室、IT部門および内部監査室が協力し、情報セキュリティの最適化に向けた取り組みを継続的に行っています。具体的には、ISO27002に準拠したPwCネットワーク「Information Security Policy」および日本公認会計士協会IT委員会報告第4号「公認会計士業務における情報セキュリティの指針」に基づいた管理体制を構築し、運用しています。

①組織的対策

リスク管理・コンプライアンス室室長を情報セキュリティ管理責任者および個人データ管理責任者とし、同室情報ビジネスセキュリティグループが、全社的な情報セキュリティ対策の推進を担当しています。情報セキュリティ管理責任者によって任命された各部門の情報セキュリティ管理者は、担当部門における情報セキュリティおよび個人情報保護に関する活動を実施しています。また、定期的に情報セキュリティにかかわる内部監査を実施しています。

②人的対策

入所時にパートナーおよび職員全員より情報の非開示に関する誓約書を受けています。定期的に情報セキュリティ、個人情報保護に関する研修を実施し、パートナーおよび職員の情報管理に関する知識を高め、意識の向上を図っています。また、適宜、情報セキュリティや個人情報の取り扱いに関する全社メールを送信し、情報機器の取り扱いや個人情報保護の重要性、および関連する留意事項について周知しています。

③物理的・環境的対策

当法人オフィスへの入館に当たっては、セキュリティカードを用いてアクセス管理を行っており、オフィスエリアのセキュリティを確保しています。データセンター、調書室など、特に重要な情報資産を保管するエリアについては、特別に許可された者のみがアクセスできるよう制御されています。

④技術的対策

業務に使用する当法人貸与PCのハードディスクは、高度な暗号化により保存されている情報の漏えいを防止しています。PC起動時には、暗号化解除のためのパスワードの入力が必要になっています。加えて、監査業務に使用するシステムへのアクセスにも制限を設けています。

外部からインターネット経由で当法人の内部ネットワークへ接続するには、当法人貸与のPCの利用、IDおよびパスワードの入力が必要となっており、これらの対策により、インターネット経由での不正アクセスを防止しています。また、VPNによる暗号化通信により、通信経路からの情報漏えいを防止しています。

オフィス内のプリンターには、各人に配布されるセキュリティカードによる個人認証を必要とする印刷システムを導入しています。これにより、印刷物が権限者以外の第三者の目に触れるリスクを軽減しています。

情報セキュリティインシデントへの対応

情報セキュリティインシデント発生時においては、セキュリティホットライン（24時間対応）への速やかな報告を義務付けています。インシデント発生時には、リスク管理・コンプライアンス室室長が責任者となり、同室情報ビジネスセキュリティグループが関係者と協力しながら、対応する体制を整備しています。また、インシデント発生原因を分析し、再発防止策を検討することにより、情報セキュリティ対策の改善につなげています。

品質管理のための監視に関する事項

当法人では、品質管理のシステムの監視によって不備が発見された場合、その影響の評価に応じて決定した是正措置を適切な関係者に伝達するとともに、適時に品質管理担当執行役に報告し対処する体制としています。

日常業務を通じた継続的な監視活動

当法人では、品質管理本部、リスク管理・コンプライアンス室および内部監査室が、その日常業務を通じて新しい法令・基準等への対応、コンプライアンス確認手続を通じた独立性に関する確認書の入手、専門家としての能力開発、監査契約の新規締結・更新等に係る品質管理の仕組みに関する継続的な監視活動を行っています。

品質管理本部から監査チームに対する積極的な問い掛け （“Reach Out”「リーチアウト活動」）

品質管理本部は、新たな会計基準、監査基準などの公表や当法人独自のガイダンスの新設、改廃、監査チームからの問い合わせが多い質問事項など、適切に監査を実施する上で留意すべき事項を周知するため、日常的にパートナーおよび職員に対する情報発信を行っています。

これに加えて品質管理本部では、例えば、監査業務の事前点検（P.37）において追加的な対応が必要とされた事項など、監査において特に留意すべき事項に関する各監査チームの対応状況を積極的に確認し、必要に応じて対応を促すとともに監査チームを支援するため、簡易アンケート形式の調査を実施しています。この仕組みを、「品質管理本部から監査の現場に手を伸ばす」という意味を込めて、「リーチアウト活動」と称しています。

リーチアウト活動の対象は、例えば、特定の産業に所属する被監査会社や公認会計士法上の大会社の監査チーム等、調査項目に応じて都度、決定しています。品質管理本部は、監査チームからの回答を分析し、追加的な対応や支援が必要と判断した場合は、該当する監査チームと個別に追加的なコミュニケーションを図ります。

こうした積極的な確認を通じて、品質管理本部は、

監査チームの状況を適時に理解します。また、リーチアウト活動は、監査チームに対して、調査項目が監査上特に留意を要する論点であるという気付きを与える効果があります。さらに、監査チームは調査に対する回答を行う過程で、自らが適切な対応を図っているかどうか確認することができます。

当法人におけるこうした監査チームと品質管理本部の双方向のコミュニケーションは、ベストプラクティスの1つとして、PwCグローバルネットワーク内に紹介されています。

GAQRを利用した定期的な有効性評価

PwC グローバル共通の定期的なレビュー

当法人では、品質管理本部が中心となって、当法人の品質管理の仕組みおよび個々の監査業務の実施状況に関する定期的な評価を実施しています。この定期的な評価には、PwCが世界統一で採用する品質管理レビューの仕組みであるGlobal Assurance Quality Review（GAQR）を活用した定期的な有効性評価が含まれます。これらの定期的な有効性評価は、当法人のパートナーおよびマネージャー以上の職員に加えて、PwCネットワーク内で監査業務に従事するパートナーおよびマネージャーからなるレビューチームによって実施されます。GAQRは、ISQC1をはじめとする監査事務所の品質管理および監査に関する基準を踏まえて開発されたプログラムです。レビューチームは、PwCネットワーク共通の方針、手続、ツールおよびガイダンスを利用してレビューを実施します。当法人では、これに加えて、わが国における品質管理および監査に関する基準に固有の規定を加味した方針、手続、ツールおよびガイダンスを用います。

PwCグローバルのGAQRリーダーおよびPwCネットワーク内の特に経験が豊富な者から任命されるInternational Team Leaders（ITL）で構成されるセントラルチームが、PwCグローバルネットワーク

全体にわたるGAQRでの重点事項の決定、レビューチームの編成、レビューツールの開発・更新、レビューアーの教育研修、評価結果の取りまとめなどをコーディネートしています。

監査事務所の品質管理に関する方針および 手続ならびに有効性に関する定期的な有効性評価

当法人では、法人全体の品質管理の仕組みに関する内部統制の適切な整備および運用を確保するため、PwCネットワークが開発したシステム（QMS：Quality Management System）を利用しています。

QMSは当法人の品質管理の仕組みが「監査に関する品質管理基準」およびISQC1等に準拠して適切に機能していることを以下の手続により確認し、その結果を文書化するツールです。

- 品質管理の方針と手続の文書化
- 品質管理の方針と手続の整備状況の十分性の確認
- 不十分な品質管理の方針と手続の改善
- 品質管理の手続のうち主要な統制の把握
- 上記主要な統制の運用状況の検証
- 運用状況の欠陥についての改善策の立案、実行
- 上記品質管理の一連の仕組みが適切に運用されていることのモニタリング

このQMSを用いた品質管理の仕組みの定期的な有効性評価は、品質管理本部および内部監査室により実施されています。これに加えて、GAQRにおけるレビューチームによる定期的な有効性評価も実施しています。

当法人は、これらの定期的な有効性評価を通じて、品質管理の仕組みにおける改善の余地のある事項を特定していますが、いずれも個々の監査業務の適切な実施を妨げるものではありませんでした。

個々の監査業務の定期的なレビュー

当法人では、個々の監査業務について、GAQRの仕組みを活用した定期的なレビューを実施しています。この定期的な評価は、原則として年に一度、前述（P.41）のレビューチームによって実施されます。

監査責任者として監査業務を実施しているパートナーは少なくとも3年に一度は定期的なレビュー

の対象となります。また、社会的影響度の高い監査業務やリスクの増大が認識された監査業務については、より頻繁なレビューを実施しています。

定期的なレビューの結果、重要な論点について関連する基準等に準拠した監査手続が適切に実施されておらず、監査意見を裏付ける十分かつ適切な監査証拠が得られていない可能性が高いと判断された場合、監査責任者は改善計画を立案し、これを実行して追加の監査証拠を入手することが求められます。品質管理本部は、当該改善計画が適時かつ適切に実施されているか監視しています。

当該レビューの結果および一連の対応は、PwCネットワークにも共有されるとともに、監査チームメンバーの監査チーム内での責任および役割を考慮の上、パートナーも含む各監査チームメンバーの人事評価に反映されます。

当法人では、定期的なレビューにおいて認識されたベストプラクティスを法人内で共有するとともに、改善すべき事項については、徹底的な根本原因分析を実施し（以下P.43「根本原因分析のフレームワーク」を参照）、適切な対応を図ります。

定期的なレビューの結果

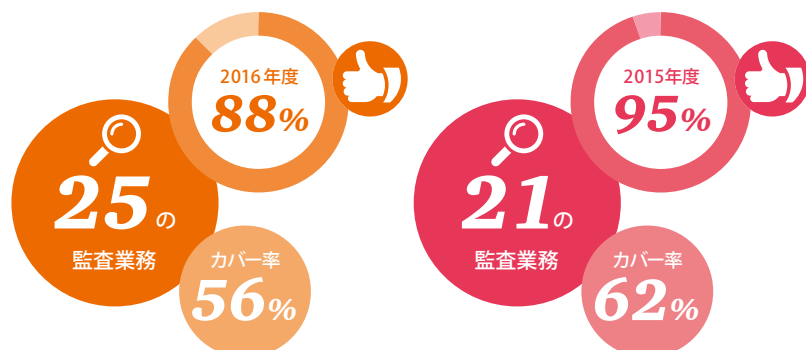
2016年度において、25（2015年度は21）の監査業務がGAQRを活用した定期的なレビューの対象となり、うち、88%（2015年度は95%）について、監査意見を裏付ける十分かつ適切な監査証拠が入手されていると判断されました。監査意見を裏付ける十分かつ適切な監査証拠が入手されていない可能性が高いと判断された業務について追加の監査証拠を入手した結果、監査の結論を変更すべきものはありませんでした。

当該定期的なレビューは、監査業務を実施しているパートナーの56%（2015年度は62%）をカバーしています。

識別した不備の評価、伝達および是正

品質管理システムの監視によって不備が発見された場合、その影響の評価に応じて決定した是正措置を適切な関係者に伝達するとともに、適時に品質管理担当執行役に報告し対処する体制としています。

定期的なレビューの結果およびパートナーのカバー率



根本原因分析のフレームワーク

当法人では2016年度より、監査業務に関する継続的な品質向上に向けた取り組みの一環として、レビュー結果の詳細な分析を実施することとしています。当該分析の目的は、個々の監査チームが高品質な監査を提供する上で最も適切な環境はどういったものか、また、それを実現するために当法人としてどういった取り組みが必要かを検討することにあります。

当法人では、品質管理本部がGAQRの仕組みを利用して実施する定期的な評価および外部機関による検査等を受けた業務を対象として、まず、さらなる改善が望まれる事項の分布状況を分析します。次に、

問題点が指摘された業務とそうでない業務を詳細に比較し、その両者の間にどういった相違点があるか、問題点が指摘されなかった業務から学ぶべき点がないか、また、どのような要因が監査業務の品質と相関関係があるか、といった多角的な検討をします。

また、その分析に当たっては、監査チームメンバーへのインタビュー、監査調書のレビュー、監査業務に関連するデータ等を詳細に分析し、業務品質の向上につながる可能性を特定し、PwCグローバルと意見交換を行い、PwCとして一貫した整合的な結論を導くこととしています。

当法人では、この分析結果を吟味し、PwCネットワーク内で共有されているベストプラクティスも考慮の上、人材の配置方針の見直し、監査手続書の改訂、再発を防止するためのガイダンスの作成、現在進行中の監査業務における対応状況の適時の確認、教育研修の実施など、必要な対応を行います。

2016年度の定期的なレビュー等の結果を踏まえて、当法人として監査業務の品質をさらに向上するために注力する主な領域は、高い不確実性を伴う会計上の見積りに関する監査証拠の十分性および将来キャッシュフローの見積りに関する被監査会社の内部統制の精度の評価であり、監査チーム内の情報と経験の共有化と監査役等とのコミュニケーションの進化をさらに進めてまいります。

課題の分布に関する分析	関連する監査の基準別に、さらなる改善が望まれる事項の重要度、発生頻度、広範囲に発生しているか否かを分析し、課題となる事項の分布状況を理解する。
監査チームに関する分析	監査意見を裏付ける十分かつ適切な監査証拠が入手されていない可能性が高いと判断された監査業務について、その主たる原因を、「専門的な知識」、「監査業務の監督」、「監査調書のレビュー」および「職業的懐疑心」という4つの視点から分析し、課題となる事項への対応を評価する。これと併せて、重要な指摘がない監査業務についても検討し、因果関係の理解を深める。
客観的なデータの分析	レビュー等の対象となった全ての監査チームに関する客観的なデータを収集し、監査意見を裏付ける十分かつ適切な監査証拠が入手されたと判断された業務とそうでない業務とを比較して、課題となる事項への対応を誤らせた潜在的な問題点を特定する。

5. 外部機関による検査等

日本公認会計士協会による 品質管理レビュー

日本公認会計士協会では、監査事務所が行う監査の品質管理のシステムをレビューする制度（品質管理レビュー制度）を自主規制として、導入しています。

日本公認会計士協会による通常の品質管理レビューは、原則として3年に一度（大手監査法人に対しては、2年に一度）実施されます。通常の品質管理レビューにおいて発見事項があった監査事務所に対しては次年度にフォローアップ・レビュー等が実施されます。監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある場合に実施する特別レビュー制度等も設けられています。監査事務所に対しては、これらの品質管理レビューの結果に応じて、注意、厳重注意、監査業務の辞退勧告といった措置がとられます。これに加えて、上場会社の監査を行う監査事務所に対しては、監査事務所の品質管理の状況に応じて、上場会社監査事務所名簿等に注意・勧告の概要を「開示」または名簿からの「抹消」といった措置がとられます。

日本公認会計士協会は法令に基づき、行政機関である公認会計士・監査審査会に対して品質管理レビューの状況報告を行うとともに、モニタリングを受けています。

当法人は2年に一度、日本公認会計士協会による通常の品質管理レビューを受けるとともに、その結果に応じてフォローアップ・レビューを受けています。当法人は2016年2月に、日本公認会計士協会より品質管理レビューに係る報告書を受領しています。

また、日本公認会計士協会は2016年2月から3月にかけて、上場会社の監査を実施している監査事務所が、適切に監査業務を実施する体制を整備していることを確認するとともに、必要に応じて指導を行うことを目的として、特別レビューを緊急実施しました。当法人はこの特別レビューを受けており、2016年3月に特別レビュー実施結果通知書を受領しています。

なお、当法人は設立以来、日本公認会計士協会の品質管理レビューの結果に基づく措置を受けた事実はありません。

公認会計士・監査審査会による検査

公認会計士・監査審査会は、わが国の資本市場の公正性・透明性を高めることを使命として金融庁に設置された独立の職権を行使する機関です。公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会から品質管理レビューに関する報告を受けてその内容を審査し、必要に応じて日本公認会計士協会、監査事務所、被監査会社等に立入検査を実施します。その結果、日本公認会計士協会において品質管理レビューが適切に行われていなかったことが明らかになった場合や、監査事務所において監査の品質管理が著しく不十分である場合、監査業務が法令等に準拠していないことが明らかになった場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告します。

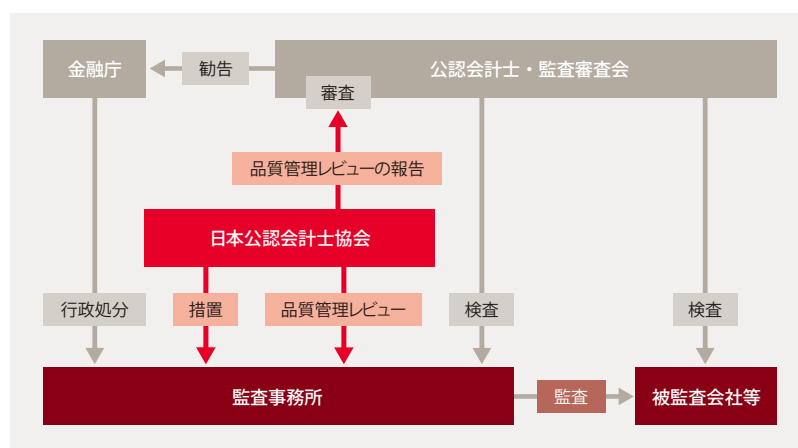
金融庁は、公認会計士・監査審査会の勧告を踏まえて、監査事務所に対して戒告、業務改善命令、業務の全部または一部の停止、解散命令、課徴金納付命令等の行政処分を行います。

なお、当法人は設立以来、金融庁による行政処分を受けた事実はありません。

検査指摘事項等への対応

当法人は、日本公認会計士協会の品質管理レビューまたは公認会計士・監査審査会の検査において指摘を受けた場合は、適切な対処を行うとともに、その根本原因を分析し、再発を防止するためのガイドランスの作成、教育研修の実施など、必要な対応を行っています。

外部機関による検査等に関する制度の概要



6. 被監査会社等からのフィードバックによる改善

監査役等との対話によるフィードバック

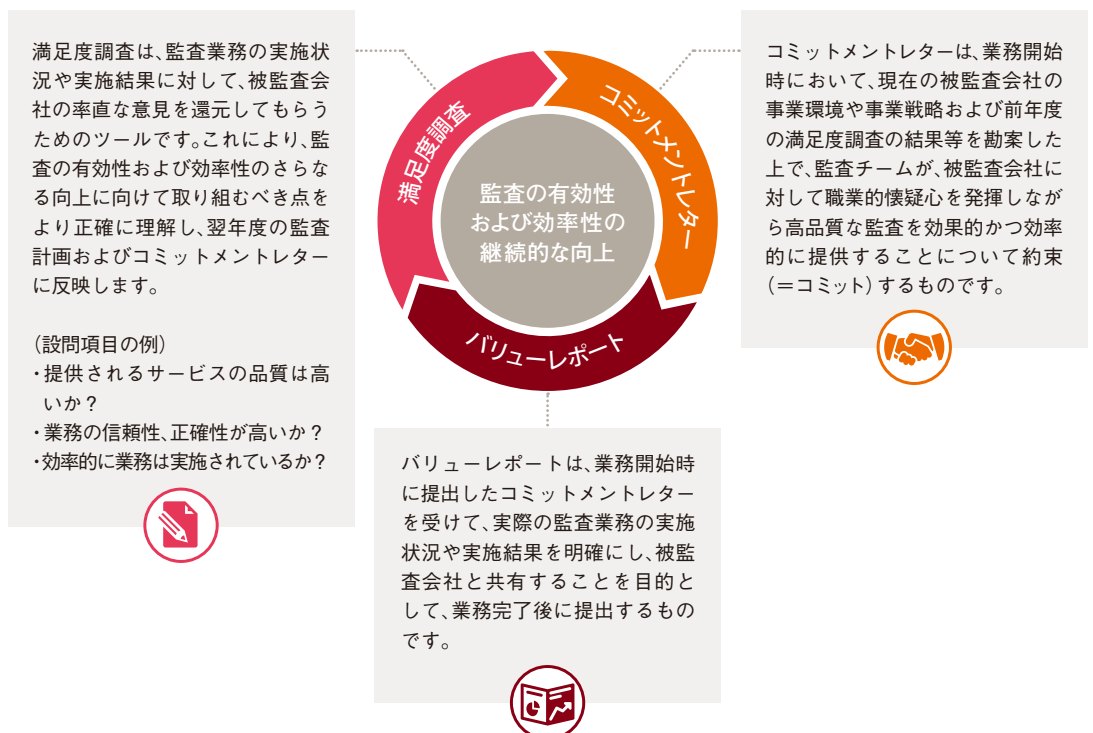
当法人では、当法人が監査を担当する上場会社の監査役等と監査責任者の相互のコミュニケーションの場として「PwCあらた監査役懇話会」を開催しています。また、当法人が監査を担当していない企業を含む幅広い上場企業の監査役等との間で、これからのコーポレートガバナンスのあるべき姿と、監査役、監査委員、監査等、委員が果たすべき役割について、継続的な検討を行うことを目的とした「PwCあらたAudit Committee Network」を開設し、セミナーやワークショップを通じて監査役等と幅広いコミュニケーションを図っています。こういったコミュニケーションを通じて得られた監査役等からのフィードバックを、当法人のガバナンス、監査法人の品質管理体制の有効性向上に向けた継続的な検討に活用しています。

満足度調査によるフィードバック

当法人では、自らの監査業務を每期見直し、監査の有効性と効率性を継続的に高めるための1つの施策として、被監査会社からのフィードバックを有効活用する取り組みを行っています。具体的には、約200の個別の監査業務において、業務開始時における「コミットメントレター」の提出、業務完了後における「バリュールポート」の提出、そして「満足度調査」を実施しています。

それぞれの項目の概要は下記のとおりですが、これらはいずれも、自らの監査業務を客観的な視点から批判的に振り返るため、また、被監査会社と真摯に向き合い、より強固な信頼関係を構築するために実施しているものです。従来は主として、被監査会社の経理責任者に対して実施していましたが、現在はこれら一連の取り組みを、監査役等にも拡大しています。当法人は、コミットメントレターの提出、バリュールポートの提出、満足度調査の実施の一連の取り組みを継続していくことにより、持続的かつ実効性をもって、監査の有効性と効率性を高めていきます。

被監査会社からのフィードバックの活用サイクル



7. PwCネットワークについて

“PwCネットワーク”とは

PwCネットワークは世界中の国々で運営されている独立したファームの集合体です。PwCネットワーク内のファームは“PricewaterhouseCoopers International Limited (PwCIL)”のメンバーであり、“PricewaterhouseCoopers”の名称を使用する権利を有しています。

PwCあらた有限責任監査法人は日本におけるPwCILのメンバーファームとなっています。

PwCネットワークのメンバーとして、各国のファームはそのナレッジやスキル、リソースを共有しています。これにより、各国のファームは国内での法制度や規制、業界実務等の知見の優位性を保ったまま、グローバルに業務を展開している企業に対しても国際的な水準の高品質のサービスを提供することが可能となります。

PwCネットワークのメンバーであるということは、同時に、PwCネットワークで定められている共通の厳格な基準を遵守するということの意味します。各国のファームは、提供する業務内容、職業倫理、独立性、法令遵守等に関する品質管理およびそのモニタリング活動を行うこととなります。

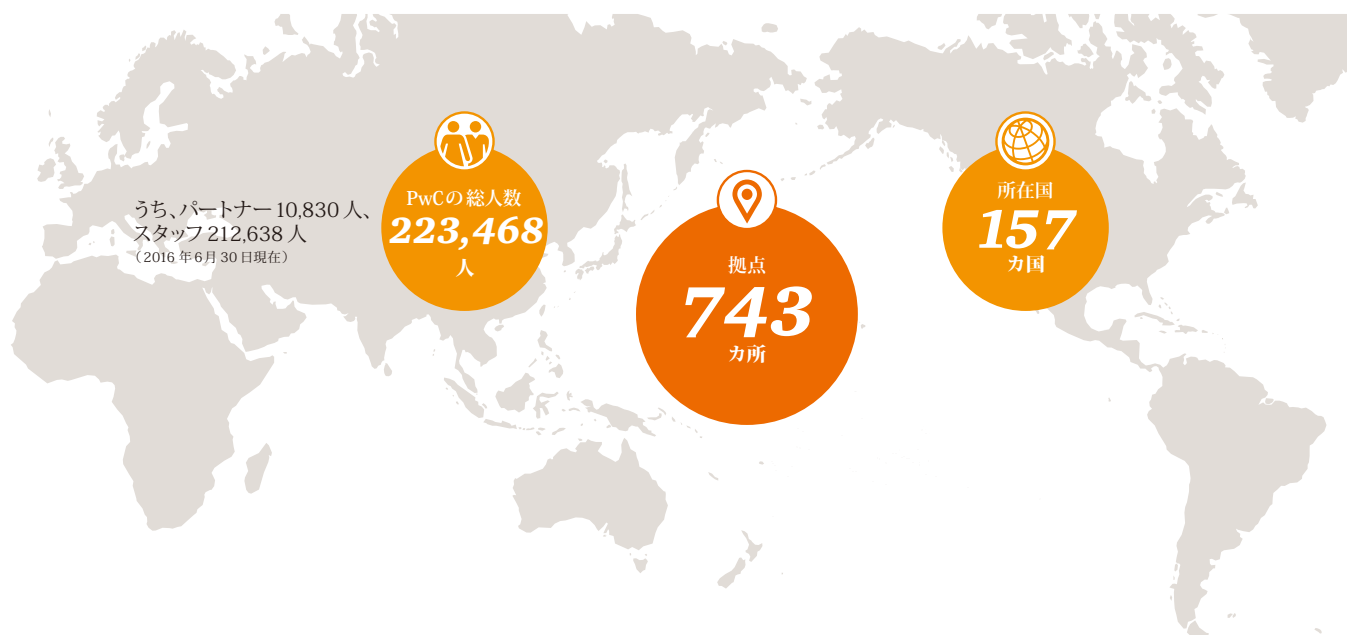
PricewaterhouseCoopers International Limited (PwCIL)

PwCILは英国にある法人であり、クライアントに対する業務提供は行いません。PwCILは、主要なエリアについてのPwC全体の戦略、ブランド、品質管理に関するポリシーを作成し、適用を主導します。

各国のファームは、“PwC”の名称とともに、PwCネットワーク内のさまざまなリソースや監査手法を共有することができますが、そのためにはPwCネットワークで定められている共通の厳格な基準を遵守することが必要となります。

PwCネットワークのガバナンス

各国のファームはPwCILや他国のファームの代理人として行動することはできません。また、PwCILが各国のファーム自身の専門的な判断の行使をコントロールすることはありません。PwCILのガバナンス構造は、次ページの組織体から構成されています。



グローバルボード

グローバルボードはPwCILのガバナンスに関する責任を負うとともに、ネットワーク・リーダーシップ・チームを監視し、メンバーファームが遵守すべき基準を承認する役割を担います。グローバルボードは対外的な役割は負っていません。ボードメンバーは全てのメンバーファームのパートナーの中から、4年ごとに選出されます。日本からも1名のパートナーがグローバルボードのメンバーとして参加しています。

ネットワーク・リーダーシップ・チーム (NLT)

ネットワーク・リーダーシップ・チームは、PwCネットワークにおける全体の戦略を決定し、メンバーファームが遵守すべき基準を策定する責任を負っています。

ストラテジーカウンスル

ストラテジーカウンスルは、世界各地における主要なメンバーファームのリーダーで構成されており、ネットワーク全体の戦略的方向性に対する同意を行い、戦略の遂行の整合性を促進させます。

PwCあらた有限責任監査法人の代表執行役は、ストラテジーカウンスルのメンバーであり、ネットワーク・リーダーシップ・チームとの関係を維持構築しています。

ネットワーク・エグゼクティブ・チーム

ネットワーク・エグゼクティブ・チームは、ネットワーク・リーダーシップ・チームより指名されたメンバーから構成され、ネットワーク・リーダーシップ・チームに対する報告責任を負っています。チームのメンバーは、私たちの業務全般にわたっての活動を調整するために各国ファームから組成されたチームをリードする役割を負っています。

PwCネットワークの品質管理レビュー

PwCネットワークのメンバーファームは、品質管理の仕組みがPwCネットワークの定める品質管理の厳格な基準を遵守し、効果的に機能していることについて、それを監視する責任を有しています。品質管理のシステムについては自己評価を行うだけでなく、PwCネットワークによるレビューも行われます。さらに、個別の業務についても、PwCネットワークによるレビューが行われます。

これらのレビューは世界統一の仕組みで行われるものであり、Global Assurance Quality Review (GAQR) (P.41) と呼ばれています。このようにPwCネットワークによるレビューが定期的に行われることで、メンバーファームの品質管理に関する厳格な基準への遵守状況がモニタリングされることとなります。

PwCネットワークの規模

PwCは、世界157カ国に及ぶグローバルネットワークに223,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスの提供を通じて、企業・団体や個人の価値創造を支援しています。

2016年6月末における、PwCILメンバーファームのグローバル業務収入の合計は359億米ドルにのぼります。

8. 財政状況および経営成績

当法人の2015年度および2016年度の要約財務諸表は次のとおりです。なお、当法人の財務諸表は、他の独立会計監査人による監査を受けています。

要約財務諸表

●要約損益計算書 (単位: 百万円)			●要約貸借対照表 (単位: 百万円)		
	2015年6月期	2016年6月期		2015年6月期	2016年6月期
業務収入	33,310	37,032	流動資産	13,071	14,751
業務費用	29,375	33,549	固定資産	4,817	12,053
営業利益	3,935	3,482	資産合計	17,888	26,804
営業外損益	41	96	流動負債	10,894	12,319
経常利益	3,976	3,578	固定負債	1,625	3,491
			負債合計	12,519	15,810
			資本金・資本剰余金	1,799	1,981
			利益剰余金	3,570	9,013
			純資産合計	5,369	10,994
			負債および純資産合計	17,888	26,804

その他の指標

当法人の業務収入の内訳およびクライアント数の内訳は、下記のとおりです。なお、非監査業務の提供先の大部分は、被監査会社以外の企業です。

監査業務の提供による知識・経験と非監査業務の提供による知識・経験は、両分野の業務品質を相互に高める効果があるものと考えており、適度なバランスにより、両分野の業務品質の向上を図っています。

業務収入

監査報酬 17,500 百万円
非監査報酬 19,533 百万円



2015年度: 33,310 百万円

クライアント数

監査業務 930 社
非監査業務 1,075 社



2015年度: 1,922 社

※2015年度の上場投資信託(ETF)の会社数について、運用会社単位での集計に修正しています。

9. 上場会社等被監査会社リスト

2016年8月31日現在における当法人の上場会社等の被監査会社は、以下のとおりです。

日本ドライケミカル株式会社	東亜石油株式会社	株式会社ゼンショーホールディングス
東芝プラントシステム株式会社	東燃ゼネラル石油株式会社	株式会社カーチスホールディングス
B-R サーティワン アイスクリーム株式会社	大和工業株式会社	株式会社うかい
株式会社エプロ	愛知製鋼株式会社	白銅株式会社
エムスリー株式会社	株式会社メタルアート	株式会社シード
ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社	株式会社フジクラ	ノーリツ鋼機株式会社
タビオ株式会社	オーナンバ株式会社	株式会社日本創発グループ
株式会社トーマンデバイス	株式会社ファインシンター	ニホンフラッシュ株式会社
株式会社ジェイグループホールディングス	株式会社アイ・アールジャパンホールディングス	トッパン・フォームズ株式会社
あいホールディングス株式会社	トレンダーズ株式会社	ホクシン株式会社
アーランドサービスホールディングス株式会社	パンチ工業株式会社	株式会社ヴィア・ホールディングス
トヨタ紡織株式会社	株式会社ベルシステム24ホールディングス	ビジョン株式会社
イオンリート投資法人	ソネット・メディア・ネットワークス株式会社	兼松日産農林株式会社
インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人	株式会社豊田自動織機	豊田通商株式会社
株式会社フェリシモ	株式会社ニューフレアテクノロジー	兼松株式会社
株式会社クラレ	サトーホールディングス株式会社	兼松エレクトロニクス株式会社
旭化成株式会社	株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ	ユニ・チャーム株式会社
ヘルスケア&メディカル投資法人	株式会社アイチコーポレーション	株式会社サンゲツ
ラサールロジポート投資法人	株式会社小森コーポレーション	加賀電子株式会社
マリモ地方創生リート投資法人	酒井重工業株式会社	株式会社AOKIホールディングス
大江戸温泉リート投資法人	株式会社ダイフク	松井証券株式会社
共和レザー株式会社	株式会社キトー	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
株式会社ボルテージ	大豊工業株式会社	東京海上ホールディングス株式会社
株式会社ネクソン	株式会社東芝	日本リテールファンド投資法人
ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社	東芝テック株式会社	東急リアル・エステート投資法人
王子ホールディングス株式会社	芝浦メカトロニクス株式会社	福岡リート投資法人
大王製紙株式会社	西芝電機株式会社	株式会社アйдママーケティングコミュニケーション
LINE株式会社	株式会社大泉製作所	イーレックス株式会社
国際チャート株式会社	株式会社コンテック	株式会社アイネット
旭有機材株式会社	株式会社ワコム	株式会社シーイーシー
株式会社Jストリーム	株式会社アルバック	トランス・コスモス株式会社
株式会社山田債権回収管理総合事務所	シャープ株式会社	日本管財株式会社
株式会社ツムラ	ソニー株式会社	株式会社オオバ
みらかホールディングス株式会社	天昇電気工業株式会社	コナミホールディングス株式会社
大正製薬ホールディングス株式会社	澤藤電機株式会社	リーバイ・ストラウス ジャパン株式会社
株式会社フォーカスシステムズ	トヨタ自動車株式会社	アーランドサカモト株式会社
株式会社構造計画研究所	日野自動車株式会社	株式会社イエローハット
株式会社フルキャストホールディングス	株式会社タチエス	JBCC ホールディングス株式会社
デクセリアルズ株式会社	アイシン精機株式会社	株式会社ジョリーパスタ
北興化学工業株式会社	株式会社エクセディ	株式会社コスモジャパン
昭和シェル石油株式会社	豊田合成株式会社	

※証券番号順に記載。

法人概要

名 称 PwCあらた有限責任監査法人
www.pwc.com/jp/assurance

設 立 2006年6月1日

代表者 代表執行役 木村 浩一郎

人員数 パートナー 122名
公認会計士 804名
会計士補・全科目合格者 441名
USCPA・その他専門職員 769名
事務職員 414名
合計 2,550名 (2016年6月30日現在)

所在地 ●東京
〒104-0061
東京都中央区銀座8丁目21番1号 住友不動産汐留浜離宮ビル
Tel : 03-3546-8450 (大代表)
Fax : 03-3546-8451

●名古屋
〒450-6038
愛知県名古屋市中村区名駅1丁目1番4号 JRセントラルタワーズ38階
Tel : 052-588-3951 (代表)
Fax : 052-588-3952

●大阪
〒530-0001
大阪府大阪市北区梅田2丁目4番9号 プリーゼタワー 24階
Tel : 06-6442-3150 (代表)
Fax : 06-6442-3151

●福岡
〒812-0012
福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル4階
Tel : 092-477-7600 (代表)
Fax : 092-477-7601

本紙に対するご意見・ご感想は下記メールアドレスまでお寄せください。

pwcjppr@jp.pwc.com